

田原市
男女共同参画推進プラン



平成25年3月
田原市

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、不安定な世界経済や頻発する自然災害など、私たちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、多くの課題や問題を抱えています。

こうした中、私たちの暮らし方や人と人との絆づくりについて、人々の関心が高まっているとともに、社会における女性の活躍、あらゆる世代での男女の理解と協力が、ますます重要なテーマとなっています。

このような社会変化の下、国では2007年(平成19年)に改正「男女雇用機会均等法」を施行、2010年(平成22年)には、「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。また、愛知県でも「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定され、総合的な男女共同参画の推進が図られています。

田原市では、「田原市男女共同参画推進プラン」に基づき、目標都市イメージ『みんなが自分らしく輝けるまち・たはら』の実現を図るため、市民・市民活動団体・事業者・行政等の委員で構成される「田原市男女共同参画推進懇話会」を中心に、取組状況の把握や意見交換、各種啓発活動を行っています。そして、平成24年度、この懇話会においてプランを近年の社会情勢や国・県の計画、田原市の現状に合わせた内容へ一部見直しを行いました。

男女がお互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すためには、私たちがそれぞれの立場と役割を理解し、このプランを着実に推進していくことが必要となります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

(平成25年3月改訂)

目次

第1章 計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向	1
第1節 世界の動き	1
第2節 国内の動き	2
第3節 田原市の現状	4
第2項 男女共同参画施策推進の要請	5
第1節 国・県の計画等	5
第2節 田原市の取り組み	6

第2章 基本方針

第1項 計画の内容	7
第1節 計画の趣旨	7
第2節 計画の構成	7
第3節 計画の性格	8
第4節 計画の期間	8
第2項 目標都市イメージ	9
第3項 実現のための推進目標	9
体系図	10

第3章 推進目標を達成するための取り組み

第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり	12
第1節 男女の人権尊重	12
第2節 男女共同参画教育・啓発の充実	15
第3節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革	17
第4節 あらゆる世代にとっての男女共同参画	18

第2項 誰もが参画のまちづくり	20
第1節 方針決定の過程への男女共同参画の促進	20
第2節 地域活動における男女共同参画の推進	23
第3節 防災（災害復興を含む）、防犯活動への男女共同参画の促進	25
第4節 環境分野への参画の促進	27
第5節 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画の促進	29
第6節 国際交流への男女共同参画の促進	30
第3項 生涯安心の暮らしづくり	33
第1節 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	33
第2節 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備	36
第3節 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	38
第4項 働きやすい場づくり	40
第1節 事業所における性差別の解消	40
第2節 ワークライフバランスの推進	42
第3節 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進	44
第4節 女性のチャレンジ支援	46

第4章 推進体制

第1項 推進体制の整備	48
第1節 推進体制の整備と市民との協働	48
第2節 推進体制の展望	49
第2項 計画の進行管理	49
第3項 市の推進体制	50

第5章 参考資料

男女共同参画に関する市内の活動事例	53
男女共同参画関係データ集	56
男女共同参画関係法令	74
田原市男女共同参画推進懇話会規約	89
田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿	91
プラン策定から中間見直しまでの経過	92

第1章

計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向

第1節 世界の動き

国連は、「平等・開発・平和」を目標に1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、続く10年を「国連婦人の10年」と定め、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取り組みが前進しました。

1980年（昭和55年）のコペンハーゲン会議では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけでなく、「事実上の平等」を求め、実際に差別がある場合は、その解消のために暫定的に差別を受けている女性を優遇してもいい（「暫定的特別措置」）としています。また、個人の関係まで踏み込んだ差別を禁止し、目標は、「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」とらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

1985年（昭和60年）のナイロビ会議では、「国連婦人の10年」の間の成果を受けて、2000年までを目標に各国が女性差別撤廃に向けた効果的取り組みを行う上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」

が採択されました。

さらに、国連は、1993年（平成5年）に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶を宣言しました。また、同年の世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認されました。

1994年（平成6年）の国際人口開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」※1という考えが打ち出され、自分の身体や性について知識を得て自己決定できることは女性の権利であるとされました。

1995年（平成7年）の北京会議の「北京宣言及び行動綱領」では、女性が力をもった存在になること（エンパワーメント※2）の促進が提示されています。

2000年（平成12年）にニューヨークで開催された「女性2000年会議」では、北京会議以降の実施状況について評価・検討が行われ、成果文書が採択されました。

さらに2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」で「北

京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」等がなされました。

2010年（平成22年）には、「北京＋15」記念会合にて、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われました。

2011年（平成23年）には、ジェンダー

平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足し、女性と女兒のニーズに応えるための仕事を前進させています。

また、2012年（平成24年）には、第56回国連婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

第2節 国内の動き

我が国は、国連を中心とした世界の女性の地位向上の取り組みと軌を一にして、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に行ってきました。

国際婦人年を契機に1975年（昭和50年）に設置した総理府（現在の内閣府）の「婦人問題企画推進本部」は、国際婦人年及び世界行動計画の趣旨に沿い、1977年（昭和52年）に国内行動計画を策定し、それ以降、こうした計画に沿って施策の推進を図ってきました。

1985年（昭和60年）には、男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正などを経て、女子差別撤廃条約を批准しています。

そうした中、国内外の女性の人権確立に向けた動きと社会情勢の変化を受け、1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。同法については、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、基本理念、国・地方公共団体・国

民の責務を男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な事項等として規定しています。

2000年（平成12年）には、同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な施策の推進が図られました。

2005年（平成17年）には、同計画を見直し、さらに推進を強化する第2次の計画が策定、2010年（平成22年）には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2007年（平成19年）には、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、少子高齢社会にあたり、労働者が性別により差別されることなく、また、母性を尊重されつつ、能力を発揮できる職場環境の整備にさらに重点がおかけられました。

その後、改正「国籍法」、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が施行（2008年（平成

20年))、改正「育児・介護休業法」(2009年(平成21年))が施行されました。

また、愛知県でも、「国連婦人の十年」と軌を一にし、1976年(昭和51年)の青少年婦人室の発足とともに、総合的な推進体制が整えられました。

そして、1989年(平成元年)に「あいち女性プラン」、それ以降、「あいち男女共同参画2000年プラン」「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」[あいち男女共同参画プラン2011-2015]が策定され、総合的かつ計画的な推進が続けられています。

1979年(昭和54年)には婦人国際交流事業、1982年(昭和57年)から地域の実践活動を通じて女性問題のリーダーを養成する等の人材育成事業、1984年(昭和59年)には女性(婦人)地域活動者表彰制度事業、さらに1987年(昭和62年)から1989年(平成元年)には女性グループ活動交流事業が実施され、地域活動・社会参画の促進に努められています。

啓発・情報提供の取り組みとしては、「あいち女性のつどい(1976年(昭和51

年)から毎年)」、名古屋市と共催での「女性週間記念フォーラム(平成3年から8年まで)」、あいち男女共同参画推進市町村サミット(平成10年)が開催されるとともに、1977年(昭和52年)からは機関誌、啓発研究誌が発行されています。

1996年(平成8年)には、プランの目標を県民と協力して実現するための拠点として、ウィルあいちが開館しました。

2002年(平成14年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が全面施行されたことに伴い、愛知県女性相談センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすこととなりました。そして、男女共同参画を全庁的な取り組みとして推進する根拠となる「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、プランと条例を両輪として、県を挙げて積極的に取り組むとともに、市町村や民間団体、地域における施策の推進に重点をおいて総合的な展開が図られています。

用語解説

※1 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

「リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)」とは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

「リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)」とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利とされている。(出典/第3次男女共同参画基本計画)

※2 「エンパワーメント」

すべての人が内在している自己実現へ向かう力を伸ばすために、励ましたり、助言したり、能力開発の機会を提供すること等により、当事者が力をもった存在になること。

第3節 田原市の現状

田原市の女性の就業率は61.5%の水準にあり、全国・愛知県や周辺都市・類似都市と比較しても高い就業率となっています。ここ5年間の傾向は、横ばいで推移しています。

女性就業者の産業別構成を都市比較すると、田原市は第1次産業の割合が他都市に比べて際立って高いことが特色となっています。農業生産が活発であるため、農業が主要な女性就労の場となっており、家族経営協定の締結を推進しています。

また、男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年10月実施）の結果では、「男女共同参画の認知度」の設問には、「知らなかった」が31.9%、「男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった」が30.2%で、「内容を含め詳しく知っていた」、「だいたい知っていた」を合わせると

35.3%でした。特に20代、30代で「知らなかった」と回答した人の割合が増加しており、若い世代の男女共同参画への意識は低い傾向にあります。

「男女共同参画の推進のために必要なこと」という設問には、「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設・介護サービスなどを充実する」の割合が最も高く、42.8%で他の項目に突出して高くなっています。次いで「女性を政策決定の場に積極的に登用する」「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が高くなっています。

以上のアンケート結果などから、田原市では男女共同参画の推進のために、次の3項目を積極的に推進していくことが必要であると考えています。

積極的推進項目

子育て・介護分野
での意識改革、
支援の充実

女性の政策
決定の場への
積極的登用

あらゆる世代への
男女共同参画の
啓発

第2項 男女共同参画施策推進の要請

第1節 国・県の計画等

国においては、2005年（平成17年）12月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、2010年（平成22年）12月には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、愛知県においては、県民の意見を反映した愛知県男女共同参画懇話会の提言を踏まえて、2001年（平成13年）3月に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006年（平成18年）10月に計画を改定しました。さらに、2011年（平成23年）3月に「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定され、新たな計画によって男女共同参画が推進されています。

こうした国、県の計画や「男女共同参画社会基本法」及び「愛知県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画社会を実現するために、市町村・企業・各団体が、お互いに協力して男女共同参画について取り組んでいくことや、一人ひとりの理解と実践が求められています。

第3次男女共同参画基本計画

〈男女共同参画社会として目指すべき社会〉

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

〈基本計画において改めて強調している点〉

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な、困難な状況に置かれている人々への支援
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

あいち男女共同参画プラン 2011-2015

〈重点目標〉

- ①男女共同参画社会に向けての意識改革
- ②あらゆる分野への社会参画の促進
- ③多様な働き方を可能にする環境づくり
- ④安心して暮らせる社会づくり

第2節 田原市の取り組み

田原市においては、1996年（平成8年）8月から2000年（平成12年）3月までの間、「田原町まちづくり女性会議」が設置され、生涯学習人材データファイルの作成、リサイクル促進モデル事業・学童保育等の設置への取り組みが行われました。

また、2000年（平成12年）9月には、女性の発想を生かした活動を通し、行政及び地域のまちづくりに参画できる人材の育成を図る目的で「たはら女性倶楽部」が設置され、2002年（平成14年）3月まで先進地視察、セミナー、会報の作成等の様々な活動が行われました。現在、そうした団体に参加した女性により自主的に地域づくり活動が行われています。

2004年（平成16年）2月（渥美地区：2006年（平成18年）1月）、2008年（平成20年）9月、2011年（平成23年）10月には、男女共同参画社会に対する認識・意向等を把握し、市民の意見を計画に反映させることを目的に、市が男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施しました。

また、市は、2005年（平成17年）5月

から「広報たはら」で男女共同参画のコーナーをつくり、男女共同参画社会について関心や理解を深めていただくため、市民に情報をお届けしています。2006年（平成18年）2月には、男女共同参画に関する施策をより一層推進していくため、田原市男女共同参画推進検討会議を設置し、市の計画の策定に向けた体制づくりを進めました。

そして、田原市の現状に即した計画となるよう検討を重ね、2007年（平成19年）に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定するに至りました。

2007年（平成19年）7月に、第1回田原市男女共同参画推進懇話会を開催し、市内の男女共同参画社会の推進を目指し、地域・福祉・医療・教育・産業・防災等の各分野からの委員が意見交換を行っています。2008年（平成20年）からは、懇話会が主催となって、市民活動団体の出展・交流会や、女性の生き方等をテーマとした映画上映会等を行う男女共同参画フェスティバル（年1回）を開催し、市民への啓発に取り組んでいます。



◀第5回男女共同参画フェスティバルの様子

第1項 計画の内容

第1節 計画の趣旨

人口減少社会の到来、グローバル化及び情報化の急激な進展など社会経済構造が急速に変化するとともに、個人の価値観やライフサイクルの多様化など社会生活環境も大きく変わってきています。

そうした中、我が国では、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が強く求められるようになり、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最重要課題と位置付けられました。この法律に基づき、翌年の平成12年12月には第1次の男女共同参画基本計画、平成17年12月に第2次の基本計

画、そして平成22年12月に第3次の基本計画が策定され、着実に男女共同参画社会の実現のための具体的な施策の推進が図られています。

男女共同参画社会基本法では、国の計画の策定のほかに、地方自治体にも男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを求めています。

田原市は、平成15年8月に田原町と赤羽根町が合併して誕生し、平成17年10月の渥美町との合併により、新たなスタートを切り、これを契機に、新たに男女共同参画推進プランを策定しました。

第2節 計画の構成

この計画は、総合的かつ計画的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、本章において本計画の性格、計画期間、目標都市イメージ及び

実現のための4つの推進目標を、第3章において市民等の役割と市の推進施策を示し、第4章において今後の推進体制について記述しました。

第3節 計画の性格

この計画は、市民・学校・地域・事業所・各種団体・行政等が目標都市イメージを実現するための各主体の役割や市の推進施策を記載しています。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、田原市における男女共同参画社会の実現を目指したプランで、上位計画である国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」の方向性に配慮して策定しています。

また、市の最上位計画である田原市総合計画（平成25年3月改定）において、男女

共同参画社会の推進は、「みんなでつくる美しいまち」をテーマに掲げる市民環境分野の施策として位置付けられています。

なお、中間見直しにあたっては、より幅広い市民からの意識を把握するため、意識調査を実施するとともに、市民の参加する「田原市男女共同参画推進懇話会」等の意見を反映し、修正を行いました。



第17回懇話会の様子(田原市役所)

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

第2項 目標都市イメージ

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

男女共同参画社会基本法は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となることを目標としています。

さらに、田原市総合計画(市民環境分野)においては、男女共同参画社会の推進等により、「みんなで作る美しいまち」を実

現しようとしています。

そして、この計画では、それらの実現のために「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標都市イメージとし、市民すべてが男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女に関係なく、あらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちとなり、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちとなることを目指しています。

第3項 実現のための推進目標

目標都市イメージの実現を目指し、推進目標を次のとおりとします。この推進目標を達成するため、第3章で具体的な取り組みを掲げます。

推進目標1

人権尊重と男女平等の意識づくり

男女が互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指します。

推進目標2

誰もが参画のまちづくり

方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流等のあらゆる分野の女性の参画を促進し、男女が共に活躍しやすい環境となることを目指します。

推進目標3

生涯安心の暮らしづくり

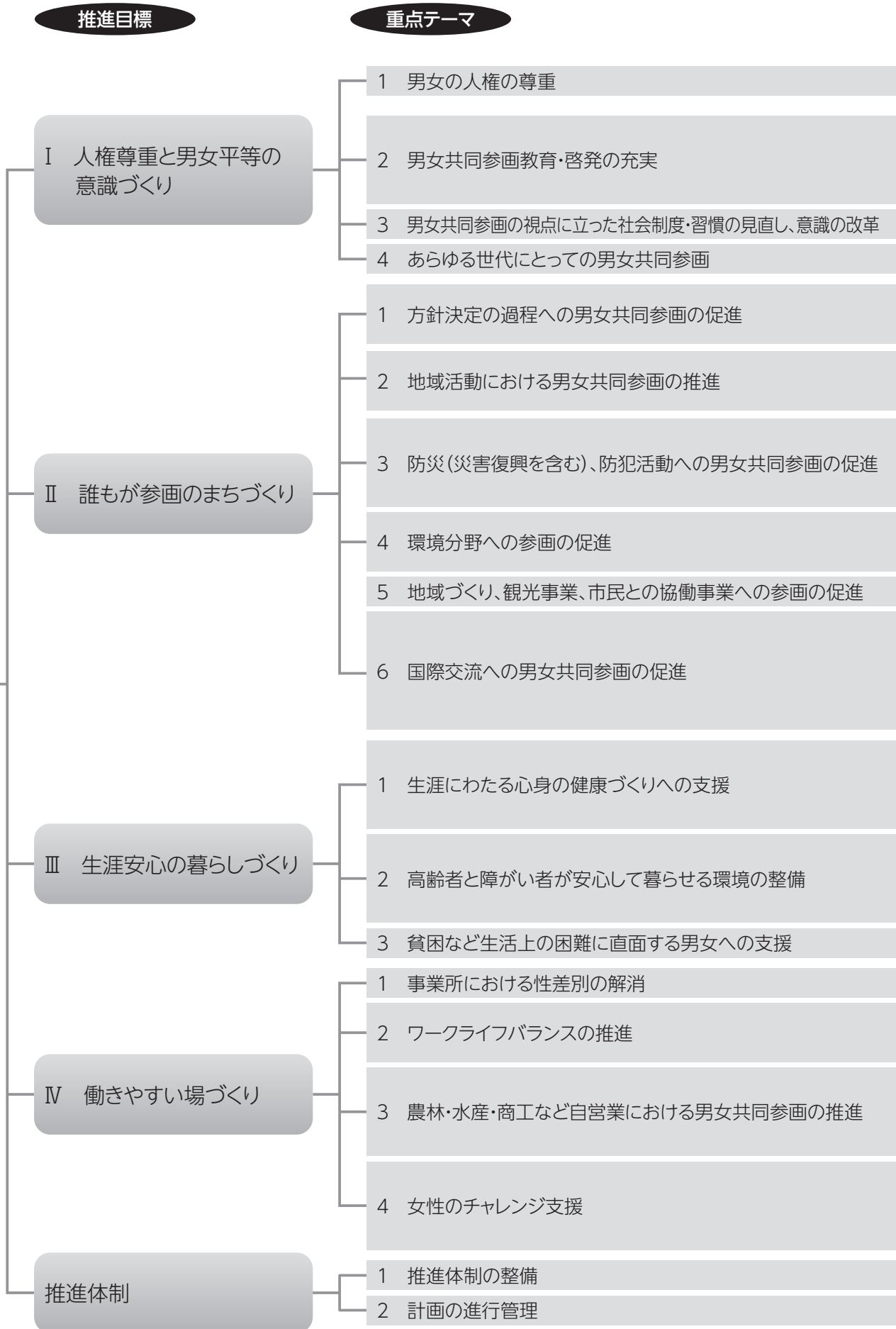
生涯にわたる心身の安心安全及び健康と生活の充実をサポートし、男女が共に生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

推進目標4

働きやすい場づくり

職場での性差別を解消するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。

みんなが自分らしく輝けるまち・たはら



推進施策

	①男女の人権に対する啓発活動の充実
	②女性や子どもに対する暴力等と女性の悩み事相談体制の充実
	①家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進
	②学校における男女共同参画教育・啓発の促進
	③多様な選択を可能にする学習機会の充実
	①男女共同参画阻害要因についての問題提起
	①さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発
	①委員・役員等への女性の登用促進
	②職員、社員の管理・監督者への女性の登用促進
	①地域活動への女性の参画促進
	②地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
	①男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施
	②自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進
	③防犯活動への男女の参画及び防犯に関する知識の習得の促進
	①環境分野での意思決定過程への女性参画の促進
	②地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援
	①地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進(再掲)
	①国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供
	②男女共同参画への理解を養う国際交流の促進
	③市民参画による国際交流の促進
	④在住外国人女性の自立支援
	①男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重
	②妊娠・出産等に関する健康支援
	③生涯を通じた心身の健康維持と増進
	①高齢者の自立支援
	②障がい者への総合的支援
	③介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援
	①ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実
	①事業所に対する男女共同参画に関する啓発
	①仕事と家庭の両立支援
	②子育て支援
	①対等なパートナーとなるための意識啓発
	②女性の労働条件の向上
	③家族経営協定の促進
	①農林水産業に関するチャレンジの支援
	②起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援
	③子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

第3章

推進目標を 達成するための取り組み

第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり

(趣旨)

男女が共に人権を尊重し、性別にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できるような社会の実現が必要です。そのために、女性や子どもに対する暴力をなくし、自分を大切にし、男女がお互いの人権を尊重できるような環境づくりを目指します。

また、市民が社会的性別に関わる問題に気づき、それにとらわれた慣習・慣行を変えていくよう、男女共同参画に対する理解・意識の向上を目指します。特に、子どもや若者への意識啓発を充実させ、男女共同参画社会の裾野拡大を図ります。

第1節 男女の人権の尊重

21世紀を迎えた現在でも、人々の意見や行動、社会の慣行の中にはいまだに女性に対する差別や偏見が残されています。特に、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような固定的な男女の役割分担意識が、男女が同じく人権を尊重される男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。また、市民アンケート調査によると、実際にセクシュアル・ハラスメント※1やドメスティック・バイオレンス※2を経験したことがある人がいることがわかっています。

女性に関する様々な権利※3について、広く啓発を行うなどして、自分を大切にし、男女がお互いの人権を尊重することにより、あらゆる暴力※4をなくし、男女が手を携えて共に生活を送ることができる環境づくりが必要です。

1. 推進施策

(1) 男女の人権に対する啓発活動の充実

男女の人権が尊重され、男女がよきパートナーとして、お互いの能力と個性を発揮しあう男女共同参画社会の実現を目指し、啓発活動を充実させます。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援	男女共同参画に関する講座・研修会等を開催・支援する。
人権に対する啓発活動	「人権週間」の広報啓発、小中高等学校訪問、啓発物品の配布等を実施する。
人権に対する広報啓発	広報たはらへ男女の人権に対する情報を掲載する。

(2) 女性や子どもに対する暴力等と女性の悩み事相談体制の充実

暴力を受けた女性や悩み事のある女性の問題は潜在化しやすいため、各種専門機関と連携しながら、相談しやすい体制を整え、問題の早期解決、再発防止、援助体制の強化に努めます。また、子どもに対する暴力の防止を進めるとともに、虐待にあった子どもの心身のケア等、救済についても各種関係機関等と連携し対応していきます。

事業名	事業の概要
家庭相談事業	家庭における人間関係(ドメスティック・バイオレンスも含む)及び児童の養育等の相談を実施する。
児童虐待防止事業	児童虐待の通告・相談への対応や関係機関の連携強化等の防止策を実施する。
心配ごと相談所開設	行政相談、法律相談、家庭相談、女性相談、母子相談、障がい者相談、人権相談等を実施する。

用語解説

※1 「セクシュアル・ハラスメント」

性的いやがらせ。特に、職場等で女性に対して行われる性的・差別的な言動。

※2 「ドメスティック・バイオレンス」

夫もしくは妻、恋人など親密な関係にある、又はあった異性から振られる身体的・心理的暴力。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していないが、被害者は多くの場合女性。

※3 「女性に関する様々な権利」

女性の権利とは人権であり、政治的、経済的、社会的、文化的等のあらゆる権利を含む。例えば、男女同一教育課程や婚姻における姓を選ぶ権利など多岐に渡る。

※4 「暴力」

ドメスティック・バイオレンス、虐待、セクシュアル・ハラスメントなど身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる行為。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・男女がよきパートナーとしてお互いの人権を尊重しましょう。
- ・男女の人権の尊重、女性や子どもに対するあらゆる暴力に関心を持ちましょう。
- ・男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる暴力の無い快適な生活環境づくりを目指しましょう。
- ・暴力の被害にあったときは悩まず相談しましょう。
- ・暴力から身を守る方法を身につけましょう。
- ・虐待を受けている（疑いを含む）児童を発見したとき、またドメスティック・バイオレンスを受けている（疑いを含む）女性を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

② 事業者・各種団体の役割

- ・男女がお互いの人権を尊重できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進、相談体制の支援を進めましょう。
- ・虐待を受けている（疑いを含む）児童を発見したとき、またドメスティック・バイオレンスを受けている（疑いを含む）女性を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

③ 市の機関の役割

- ・男女共同参画に関する各種啓発や情報提供、人権問題についての相談受付等を行います。

第2節 男女共同参画教育・啓発の充実

男女共同参画社会を実現するには、市民アンケート調査で特に男女共同参画の認知度が低かった若年層を始め、すべての市民が男女共同参画についての認識を持つことが必要です。そのために、家庭・学校・地域・職場等の社会のあらゆる場における教育・学習の果たす役割は重要です。特に、家庭では親の意識が直接子どもに影響することから、性別にとらわれることなく、子どもの個性を大切に考える考え方の定着が必要です。学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、男女が共に、自らの生き方等を考え、固定的な役割分担にとらわれず、主体的に将来を選択できるような男女平等の意識をはぐくむ教育を実践することが重要です。

また、以下のように、男女共同参画に関する市民の意識をしっかりと把握し、効果的に意識改革をする必要があります。

- 認知度が低い若年層を対象とする啓発や、若年層の参加にも配慮した各種講座や学習機会の充実。
- 市民アンケートで男性が優遇されているとされる「社会通念・慣習・しきたりなど」「家庭生活の場」「職場」の分野への重点的な啓発。

1. 推進施策

(1) 家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進

家庭における子育ては、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、子育てをする親等に対し、男女共同参画の視点に立った子育ての意識啓発や学習機会の提供に努めます。また、地域において、男女共同参画の意識の向上を図り、男女の地域活動への参加を促進するため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供に努めます。

事業名	事業の概要
各市民館の家庭教育教室	各市民館主催の親子を対象とした家庭教育・健全育成等の教室・講座等を支援する。
青少年健全育成推進協議会	青少年健全育成推進協議会、少年補導委員会等との連携による家庭教育及び青少年の健全育成を推進する。
男女共同参画教育の啓発	広報たはらへ男女共同参画教育の情報を掲載する。
若年層等対象啓発事業	若年層等を対象とする男女共同参画に関する広報・啓発を行う。

(2) 学校における男女共同参画教育・啓発の促進

一日のうち多くの時間を過ごす学校生活は、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えます。平成23年度の市民アンケート調査では、男女平等の意識を育てるために学校教育ではどのようなことに力を入れるべきかという問いには、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を活かせるように配慮する」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」、「男女共に、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が多くなっているため、そうしたアンケート結果に配慮した学校教育を促進します。

事業名	事業の概要
小中学校 家庭教育啓発講演会	各小中学校での児童・生徒及び親を対象とした家庭教育・健全育成等の講演会・講座等を開催する。
男女共同参画に関する 教職員研修	男女共同参画の視点に立った教育を実践する人材を育成するための教職員研修を実施する。

(3) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

男女がお互いの個性や能力を発揮し、豊かな生活を送るためには、その能力や知識を高めることのできる学習の場が必要です。男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や学習機会を充実させます。

事業名	事業の概要
生涯学習情報の提供	女性が豊かな生活を送るため、能力や知識を高める生涯学習情報を提供する。
生涯学習事業等託児事業	子を持つ親が安心して生涯学習事業等に参加できるようにするため、託児ボランティアを実施する。
男女共同参画関連講座等の 開催・支援(再掲)	男女共同参画に関する講座・研修会等を開催・支援する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 社会的な性差別の問題点について関心を持ち、学習しましょう。
- ・ 性別にとらわれない生き方について考えてみましょう。
- ・ 学校の男女平等教育に関心を持ちましょう。
- ・ 男女共同参画の視点に立った講座等に積極的に参加しましょう。

② 教育関係者の役割

- ・男女の人権を尊重する豊かな心を育て、自ら学び考える教育を推進しましょう。
- ・子どもたちの手本となるよう、学校等の職場環境から男女平等の取り組みを実践しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・家庭、地域、学校等における男女共同参画の学習機会や情報を提供します。

第3節 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣習の見直し、意識の改革

社会通念や慣習、しきたり等は、男女共同参画を阻む要因の1つとなっています。市民アンケート調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」において男性の方が優遇されていると感じる人の割合が高くなっています。

家庭・地域・職場等の中に根づいている、男女の不平等意識を解消するために、啓発活動を通して問題提起し、慣習や制度の見直しについて広く呼びかけを行っていくことが必要です。

1. 推進施策

(1) 男女共同参画阻害要因についての問題提起

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、家庭・地域・職場生活等における偏った伝統的慣習や慣行などについて問題提起をし、それを改善するための意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
偏った慣習等の問題提起	家庭や地域における偏った伝統的慣習や慣行等について見直すきっかけとなるような情報を提供する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・「男は仕事、女は家庭」といったような性別による差別が、家庭や地域の中にないか見直し、改善しましょう。

② 事業者・各種団体の役割

- ・男女共同参画の視点に立って偏った社会通念や慣習、しきたり等を見直し、改善しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・偏った慣習等を見直すきっかけづくりを行います。

第4節 あらゆる世代にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、男女共に理解を深めることが重要です。次世代を担う子どもと若者に積極的にアプローチし、男女共同参画の裾野拡大を図ります。

1. 推進施策

(1) さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発

事業名	事業の概要
男女共同参画の啓発	男女双方、子どもから高齢者まで幅広い世代が男女共同参画を身近に感じられるよう、さまざまな方法で意識啓発を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・男女共同参画は特定の人に関係するものと考えず、それぞれの立場で、家庭や学校など身近な男女共同参画について考えてみましょう。

② 市の機関の役割

- ・男性、子ども、若者等、あらゆる世代と男女双方の男女共同参画社会への理解が進むよう啓発を行います。

評価指標

「第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり」の評価指標

評価指標名	H23年度調査 (H20年度調査)	目 標	把握方法
男女共同参画の 認知度(市全体)	「内容を含め詳しく知っていた」 「だいたい知っていた」 計35.3%(37.5%)	「内容を含め詳しく知って いた」 「だいたい知っていた」 50%以上	H23年度市民 アンケート 調査
各分野における 男女平等意識	「平等」の割合	「平等」の割合の向上	H23年度市民 アンケート 調査
	①家庭 25.8%(17.3%)	30%以上	
	②職場 16.3%(16.5%)	25%以上	
	③地域活動 26.5%(27.7%)	30%以上	
	④社会通念等 10.0%(10.1%)	15%以上	
	⑤法律や制度 39.4%(40.2%)	40%以上	
	⑥政治 20.4%(22.2%)	25%以上	
⑦学校教育 54.7%(52.1%)	60%以上		

第2項 誰もが参画のまちづくり

(趣旨)

男女共同参画の「参画」とは、活動に「参加」するだけでなく、男女がより積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。男女が共同で「参画」できる社会の実現のために、行政・防災・防犯・環境共生・地域づくり・国際交流等のあらゆる分野へ意欲ある男女が共に参画することを促進します。

平成23年3月の東日本大震災後は特に地域のつながり、絆の大切さが再認識されます。防災や防犯活動等をはじめとする地域活動に男性も女性も取り組み、地域力を高めましょう。

第1節 方針決定の過程への男女共同参画の促進

地域社会を代表する立場である、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

本市の政治・行政における女性の参画状況をみると、審議会・委員会等における女性登用率が17.75%（平成25年1月現在）です。また、市役所職員の採用は、近年、女性も多いものの、市役所の女性職員の管理監督職の比率は28.7%（平成24年4月現在）となっています。

一方、平成23年度の市民アンケート調査でも、今より女性の代表が増えると良いという意見が約7割です。

女性がそうした代表者の立場になりやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにする必要があります。

1. 推進施策

(1) 委員・役員等への女性の登用促進

女性と男性が共に参画し、住民の意見が平等に反映されるように、審議会、委員会等へ意欲と能力のある女性の登用を促進するとともに、地域を代表する団体等の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進します。

また、社会進出に消極的な女性が社会に積極的に参画していくことができるよう環境づくりとして、人材の発掘、人材の育成、啓発等に努めます。

事業名	事業の概要
審議会、委員会等の女性の登用推進	審議会、委員会等の女性登用率の目標を30%程度に設定する。 審議会、委員会等の職務指定の委員構成の見直し及び公募委員枠の拡大を図る。 審議会、委員会等の登用率のフォロー調査を実施する。 女性の人材の育成・発掘など女性が社会進出しやすい環境づくりを図る。
地域を代表する団体等の代表者・役員への女性の登用促進	地域を代表する農業協同組合、商工会、自治会等の団体の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進するための啓発等を実施する。
男女共同参画関連講座等の開催・支援(再掲)	男女共同参画に関する講座・研修会等を開催・支援する。

(2) 職員、社員の管理・監督者への女性の登用促進

企業・団体・行政等について、意欲と能力ある女性の採用や管理・監督者への登用を促進するとともに、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

事業名	事業の概要
女性職員・社員の登用促進	意欲と能力のある女性職員の管理・監督者への登用促進のための啓発等を実施する。
市女性職員の登用推進	意欲と能力のある市女性職員の管理・監督者への登用を推進する。
企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション※1)の推進	企業におけるポジティブ・アクションの取り組みを促進する。

用語解説

※1「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を少なくするため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供すること。

(例)

職場での女性職員の能力向上のための研修、仕事と家庭の両立支援、環境整備、営業職や管理職への女性の積極的登用 など

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・意思決定過程の場への女性の参画を積極的に働きかけましょう。
- ・審議会等の委員の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・男女共同参画関連の講座、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・身近な女性が社会に参画することを後押ししていきましょう。

② 事業者・各種団体の役割

- ・女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。
- ・意欲と能力のある女性の、代表者・役員、管理・監督者への登用を進めましょう。
- ・女性の人材育成に努めましょう。

③ 市の機関の役割

- ・審議会・委員会等や職員の管理・監督者への女性登用を促進します。

第2節 地域活動における男女共同参画の推進

「地域」は、私たちの生活のもっとも基礎的でかつ重要なコミュニティといえます。助け合いによる地域コミュニティをつくるには、住民一人ひとりが積極的に地域活動に参画する必要があります。男性も女性も地域づくりに参加し、さまざまな立場の人へ配慮した、きずなの強い地域コミュニティをめざしましょう。

1. 推進施策

(1) 地域活動への女性の参画促進

田原市では、地域活動への女性の主体的な参画があまり進んでいません。女性も積極的に地域活動に参画できる環境づくりを進めます。

事業名	事業の概要
地域活動への女性の参画促進	女性が自治会活動に参画し、地域づくりに女性の視点が反映されるような環境づくりを推進する。

(2) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を、男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会奉仕活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報たはら等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・自治会活動や地域のリーダーは男性がやるものと決めつけず、女性の皆さんも積極的に参加しましょう。
- ・男女で協力できる雰囲気づくりに心がけましょう。

② 地域団体の役割

- ・地域活動への女性の意見反映や主体的参加が進むよう、自治会運営等を見直しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・地域コミュニティや協働事業における男女共同参画を推進・支援します。

第3節 防災(災害復興を含む)、 防犯活動への男女共同参画の促進

防災(復興)対策は、男女双方のニーズの違いを把握して進める必要があります。平成23年に発生した東日本大震災では、避難所運営、救助・救出、災害復興など様々な場面で女性の視点が欠落し、被災者の生活に支障が出ました。このような課題を解決するためには、出産や育児、家事の経験が多い女性が、意思決定の場に参画することが求められます。

また、地域での防犯活動にも、男女が共に取り組み、地域全体で様々な立場の人に配慮した安心・安全なまちづくりを進めることが大切です。

地域コミュニティにおける防災・防犯活動に、男性も女性も参加し、日頃からつながりの強い地域づくりを進めましょう。

1. 推進施策

(1) 男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施

被災・復興時の諸問題を解決するため、男女双方の視点に十分配慮した地域防災計画等を策定する必要があります。また、災害復興にあたるボランティア、NPOとの連携を図り、男女共同参画の視点に配慮した復興支援が行われるように努めます。

事業名	事業の概要
男女双方の視点に配慮した防災対策の立案、実施	男女双方の視点に配慮した各種防災関係計画づくりや施策を推進する。
	男女のニーズへの違いを配慮した避難所の開設、運営・管理の体制整備を促進する。

(2) 自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進

固定的な役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画及び女性リーダーの育成など男女共同参画の視点を自主防災活動に取り入れることを奨励します。

事業名	事業の概要
自主防災活動への男女の参画促進	男女双方の視点を生かした自主防災活動を促進する。
防災に関するワークショップ*1、研修会*2等の開催	防災に関するワークショップ、研修会等への市民の参加を促進する。

(3) 防犯活動への男女の参画及び防犯知識の習得の促進

地域の防犯活動に男性も女性も取り組み、男女双方の視点に配慮した安心・安全なまちづくりを進めます。

事業名	事業の概要
防犯活動への男女の参画の促進	男女双方の視点を生かした防犯活動や知識の習得を促進する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・自主防災活動、防災に関するワークショップ、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを目指しましょう。

② 市の機関の役割

- ・男女双方の視点に配慮した防災活動・防犯活動を推進・支援します。

用語解説

※1 「ワークショップ」

ある課題について、参加者が意見交換をしたり、研究したりする会のこと。

※2 「研修会」

あるテーマに対して、講師の講義を中心として行われる会のこと。

第4節 環境分野への参画の促進

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを目指した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」をさらに進めていくためには、市民一人ひとりがエコライフに取り組み、環境負荷の軽減に努めるとともに、環境に対する理解・意識の高揚、地域環境力を高めることが大切です。そのためには男女それぞれの豊かな知識や経験がより広く生かされるよう環境分野において男女共同参画をさらに進めていく必要があります。

1. 推進施策

(1) 環境分野での意思決定過程への女性参画の促進

環境に関する女性の豊かな知識や経験を十分活かすため、環境分野での事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

事業名	事業の概要
環境分野の会議等への女性の登用促進	環境分野に女性の経験等を活かすために会議等への女性の登用を促進するとともに、フォロー調査を実施する。

(2) 地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援

環境分野に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進し、地域における環境学習の推進や地域団体の活動を支援します。

事業名	事業の概要
地域団体の環境美化活動の支援	自治会等の実施する環境美化活動を支援する。
地域団体における環境啓発活動	地域団体の主催する環境学習のための講座・イベント等を支援する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 環境分野の会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 環境美化活動、環境学習の講座・イベント等に積極的に参加しましょう。

② 地域団体の役割

- ・ 環境美化活動、環境学習のための講座・イベントを積極的に開催しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 環境分野における男女共同参画の浸透を図ります。

第5節 地域づくり、観光事業、 市民との協働事業への参画の促進(再掲)

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくりを進め、地域の活性化、暮らしの向上を実現する必要があります。その際に、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進することも課題となります。

1. 推進施策

(1) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会奉仕活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報たはら等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・市民活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域づくりや観光事業等で活躍する女性を応援しましょう。
- ・地域づくりや観光事業等に関連する会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・女性が中心となって地域づくり団体等を設立しましょう。
- ・女性が活躍する先進地研修や地域づくり団体等に積極的に参加しましょう。

② 地域団体の役割

- ・女性が中心となる活動を支援しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・地域づくりや観光施策に男女双方の視点を反映します。

第6節 国際交流への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現は、日本のみならず、世界共通の課題でもあります。各国の参画をめぐる現状と取り組み等の情報を収集し、市民に発信し、また、国際交流を通じて広い視野を持ってもらう必要があります。

また、田原市にはおよそ1,200人の外国人が生活しており（H24年9月末現在、男性228人、女性1,009人）、特に中国人は近年急激に増加しています。地域レベルで多文化共生を推進し、男女共同参画の視点での国際交流・協力を支援していきます。

1. 推進施策

(1) 国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供

国連の男女共同参画の活動や各国の男女共同参画をめぐる現状や取り組み等の情報を収集するとともに、市民に提供し、市民がより広い視野、男女共同参画に関する視点を養うことができるように努めます。

事業名	事業の概要
国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	国際的な男女共同参画に関する情報を収集し、市民に提供する。 広報たはら等へ国際的な男女共同参画に関する情報を掲載する。

(2) 男女共同参画への理解を養う国際交流の促進

本市の姉妹都市や友好都市との交流及び国際協力を通して、市民の国際理解を推進し、国際性・男女共同参画への理解を養います。

事業名	事業の概要
姉妹・友好交流、国際協力事業	姉妹都市と友好都市との交流(行政交流・中学生派遣事業《教育委員会》)を進める。 JICA等各種研修生を受け入れる。

(3) 市民参画による国際交流の促進

市民団体による国際交流活動を促進し、活動団体への男女それぞれの参画を支援します。

事業名	事業の概要
たはら国際交流協会支援事業	たはら国際交流協会の実施する国際交流事業への支援・後援を行う。

(4) 在住外国人女性の自立支援

多言語での情報提供や日本語教室を開催し、外国人の地域コミュニティへの参加を支援します。

事業名	事業の概要
在住外国人支援事業	多言語による情報(ごみカレンダー・防災マップ等)をとりまとめ、在住外国人へ提供する。 日本語教室(TIA主催)を支援する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・国際交流事業に積極的に参加して、それぞれの個性や能力を発揮し、男女共同参画の理解を深めましょう。

② 国際交流団体の役割

- ・男女共同参画の視点を持った国際交流の活動をしましょう。

③ 市の機関の役割

- ・男女共同参画の視点を活かした国際交流の推進、市民活動支援を行います。

評価指標

「第2項 誰もが参画のまちづくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
審議会、委員会等への女性の登用促進	審議会等(地方自治法第202条の3) H24年度 17.75% (H23年度 15.85%) 委員会等(地方自治法第180条の5) H24年度 18.18% (H23年度 18.18%)	30%以上	H24年度市調査
市役所の女性職員の登用促進	市役所女性職員の管理監督者の登用状況 H24年度 28.7% (H23年度 26.3%)	30%以上	H24年度市調査
現在の地域活動の参加状況	第5章データ集参照	参加率上昇	H23年度市民アンケート調査

第3項 生涯安心の暮らしづくり

(趣旨)

男女が共に生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるような社会を実現するため、心身に対する安心安全を図るとともに、生涯を通じた健康の保持増進、性差に応じた的確な医療である性差医療等の啓発に努めます。

高齢者や障がい者を社会全体で支える各種福祉サービスの充実及び社会参画の機会の充実を目指します。

また、ひとり親家庭の個々の態様に応じた自立支援等を通じて、生涯にわたる心身の健康と生活の充実を目指します。

第1節 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、市民が健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援をする必要があります。

1. 推進施策

(1) 男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重

男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるように意識啓発に努めます。また、女性が身体的、精神的、社会的により自分らしく生きられるように、安全で満足できる性生活、子どもを産むかどうか、いつ産むか、何人まで産むかを自分自身で決める自由など、自分の身体と性について決めるのは自分自身だということへの理解の普及と意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の身体に関する自己決定権の尊重に関する意識啓発	自分の身体と性について決めるのは自分だということへの広報等による意識啓発、セミナー等の開催による情報提供や知識の習得を支援する。
健康相談	性に関する相談、正しい理解の促進や健康不安解消を図る。
学校での性教育の充実	正しい性教育を充実させ、自分を大切だと思える教育を推進する。
学校での命の学習	小中学校と赤ちゃんとのふれあい体験や小中学生の妊婦体験等を通して、子どもが命の大切さを学ぶ機会を充実させる。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦・乳幼児健康診査や各種講座、教室の開催等の母子保健事業の充実に努めます。

事業名	事業の概要
健康診査の実施	妊婦乳児・4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、虫歯予防教室を実施する。
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付とその活用法を紹介する。
パパママスクール	パパの妊婦・育児体験等を通して男性の育児参画を促進する。
健康相談	乳幼児・妊産婦を対象とした健康相談、栄養相談、母乳相談、離乳食相談、歯科相談を実施する。
予防接種	乳幼児、児童生徒を対象とした予防接種を実施する。
家庭訪問	新生児・乳幼児・妊産婦のいる家庭を訪問し、保健指導・身体計測・相談等の支援を行う。
外国人ママ交流会	外国人母子の交流会を通して、地域や家庭での孤立を防ぐ。

(3) 生涯を通じた心身の健康維持と増進

市民一人ひとりが健康づくりに関する自己管理能力を高めるよう、それぞれのライフステージ※1に応じた健康課題に対する知識の普及啓発や健康づくりを推進します。

事業名	事業の概要
健康づくり事業	健康に対する意識を啓発するとともに、健康について見直す機会を提供する。
健康手帳の配布	40歳以上の方を対象に、健康相談、健康教室、健診等の事業実施時に健康手帳を交付する。
健康診査及びがん検診	基本健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗しょう症健診、歯の検診等を実施する。
健康教育	病態別教室、運動教室、一般健康講座等を実施する。
訪問指導	健診の結果、生活習慣の改善の必要な方に、訪問指導を実施する。
特定健診後の保健指導	特定健診受診結果により保健指導を実施する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・健康支援事業に積極的に参加しましょう。
- ・男女の性と健康を理解し、お互いの性と健康を尊重しましょう。

② 教育関係者の役割

- ・正しい性教育を充実させ、自分を大切だと思えるような教育を推進しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・男女の性、健康づくりへの理解促進を図ります。

用語解説

※1 「ライフステージ」

人間の一生を段階的に区分したもので、通常は幼年期・少年少女期・青年期・壮年期・老年期に分けられる。

第2節 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備

これからの社会において、高齢者・障がい者が社会への参画機会を持ち、自立し生き生きと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

現在、高齢者・障がい者の介護負担は家族、とりわけ女性に偏っており、社会全体で支える介護保険制度、障害者総合支援法*における福祉サービスを着実に実施していく必要があります。

また、地域社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者・障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他のあらゆる人々と共に社会を支える重要な一員として高齢者・障がい者の役割を積極的にとらえる必要があります。

*「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年4月1日施行）

1. 推進施策

(1) 高齢者の自立支援

高齢者に対し、社会奉仕、スポーツや学習活動への参画機会の提供や、能力活用の環境の整備等の支援を進め、高齢者の自立を支援します。

事業名	事業の概要
シルバー人材センター	高齢者に就業の機会を提供する。
高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業	歩け歩け運動、高齢者スポーツまつり、趣味のグループ活動等を実施する。
老人クラブ活動	社会奉仕やスポーツをしたり、教養を高めたりする組織を運営する。
介護予防教室	筋力トレーニング教室、閉じこもり予防教室、すこやか元気体操を実施する。

(2) 障がい者への総合的支援

障がい者に対し、地域生活の充実、社会活動への参画機会の提供や、能力活用の環境整備等の支援を進め、総合的な支援を行います。

事業名	事業の概要
障害者生活支援センター	三障がい(身体・知的・精神)共通の24時間対応の相談窓口として、障がいのある方、またはその家族の相談に応じ、必要な障害福祉サービス等の利用を促す等支援を行う。
レスパイトサービス事業	障がい児を介護する方の余暇支援として、日中障がい児を預かり、創作活動等を通じて生活習慣、社会活動参加への意思の向上を図る。
地域生活支援事業	障がいのある方の就業支援を始め、生活全般の支援を行う。

(3) 介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援

高齢者が安心して生活できる環境整備と家族の負担軽減、精神的支援等を推進します。

事業名	事業の概要
介護教室	認知症介護教室、介護教室を開催する。
介護保険事業	田原市高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険サービスを充実させ、介護者の負担を軽減する。
高齢者福祉サービスの充実	高齢者が安心して生活できるよう高齢者福祉サービスを充実する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・積極的に高齢者・障がい者との交流の場に参加しましょう。
- ・高齢者の社会奉仕、スポーツ等を支援しましょう。
- ・高齢者は、社会奉仕・スポーツ等に積極的に参加しましょう。
- ・障がい者の社会奉仕を支援しましょう。
- ・男性も積極的に介護に参加しましょう。
- ・男女がともに介護を支えましょう。

② 事業者の役割

- ・高齢者・障がい者の就業を支援しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・高齢者の自立支援や障がい者への総合的支援、各種福祉サービスの充実を図ります。

第3節 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

離婚率の高まりとともに、今後、母子・父子世帯のひとり親家庭が増えていくことが予想されますが、ひとり親家庭は、仕事・家事・育児を一人ですべて担う必要があり、経済・教育・健康面等で不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の生活安定や養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

1. 推進施策

(1) ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

それぞれの状況に応じたひとり親家庭への自立支援を行います。

事業名	事業の概要
母子父子家庭相談事業	母子自立支援員による子育て・就業等に関する相談を実施する。
母子自立支援事業	母子の自立支援のため自立支援給付金、高等技術訓練促進費を支給する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ひとり親家庭を地域が一体となって支えましょう。

② 市の機関の役割

- ・ひとり親家庭の自立支援、相談受付等を行います。

評価指標

「第3項 生涯安心の暮らしづくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
「自分の健康状態を健康であり、まあまあ健康である」と感じる人の割合	「健康である」、「まあまあ健康である」の合計値 青年期 90.7% 壮年期 85.3% 高齢期 70.2%	「健康である」、「まあまあ健康である」の合計値 青年期 90%以上 壮年期 85%以上 高齢期 75%以上	健康たはら21計画調査(市調査)
介護サービス受給率	88.1%	88%	H23年度介護保険事業状況報告
女性の身体に関する自己決定権の尊重に関する意識啓発	—	学習の機会・意識啓発の充実	H23年度市民アンケート調査

第4項 働きやすい場づくり

(趣旨)

意欲のある男女がその能力や経験を生かすことができる社会を実現するために、職場での性差別を解消するとともに、安心して子育てや介護をしながら生涯を通じて充実した職業生活を営めるよう、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立させることのできる環境づくりを目指します。

第1節 事業所における性差別の解消

昭和61年の男女雇用機会均等法の施行から、平成11年、平成19年の改正均等法の施行を経て現在までに女性労働者を取り巻く環境の法整備がなされ、状況は大きく変化しています。しかし、市民アンケート調査からもわかるように、職場における男女差別がなくなったわけではありません。男女雇用機会均等法や労働基準法の定着のために、関係機関と連携を図り、事業所等に周知を図ります。

1. 推進施策

(1) 事業所に対する男女共同参画に関する啓発

雇用者への男女共同参画に対する知識・意識の向上のために、事業所に対し労働関連法規、各種助成制度等の労働関連情報を周知し、労働環境の向上を図ります。

事業名	事業の概要
事業所に対する男女共同参画の啓発	事業所へ法制度紹介及び女性の労働条件の向上に向けた情報を提供する。
役割分担意識に根ざす制度や慣行の見直し	固定的な男女の役割分担意識に根ざす誤った制度や慣行を見直すよう意識啓発を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・労働に関する法制度等の知識を高め、男女平等の職場づくりを目指しましょう。
- ・職場における固定的な男女の役割分担を見直し、改善しましょう。

② 事業所の役割

- ・労働に関する法制度等を守り、男女格差をなくし、労働環境を向上しましょう。
- ・性別による役割分担をなくしましょう。

③ 市の機関の役割

- ・事業所に対し男女共同参画意識の向上や役割分担意識の解消を啓発します。

第2節 ワークライフバランスの推進

市民アンケート調査によると、女性の生き方として望ましいものについて「家庭生活または地域活動と仕事を同じ様に両立させる」の割合が最も高くなっていますが、働く女性が増えるなか、「女性は仕事も家庭も」という二重の負担を担っている面もあります。社会情勢等の変化に対応し、男性が家庭生活へ積極的に参画することができるように環境を整える必要があります。

このため、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、働き方の見直しを進め、「育児・介護休暇を取得しやすい環境」及び「育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境」を整えることが課題です。

1. 推進施策

(1) 仕事と家庭の両立支援

家庭で男女の協力関係を十分話し合うなど仕事と家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しを進めるための意識啓発を企業及び市民を対象に進めます。また、ファミリーフレンドリー企業※1の普及啓発に努めます。

事業名	事業の概要
市民への意識啓発	広報、パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識を啓発する。
企業への意識啓発	パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識啓発、企業向けセミナー等の実施、ファミリーフレンドリー企業の普及啓発を行う。

用語解説

※1 「ファミリーフレンドリー企業」

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。

(2) 子育て支援

仕事と子育ての両立や子育てに係る負担感を緩和・除去し、だれもが安心して子育てができるような環境を整えていきます。また、男性の子育てへの参画を推進します。

事業名	事業の概要
一般保育事業	保育園での保育を充実させ、性別による固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう配慮する。
特別保育事業	保育園での延長保育、一時保育、障がい児保育を実施する。休日保育を検討する。
児童クラブ（学童保育）	小学校1年～3年までの児童で、保護者が就労等により、下校時に家にいない児童を預かる。
児童センター運営事業	児童の活動の場として、また、子育て相談や母親サークルの活動の場としての子育て支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	会員制で育児の相互援助組織を運営し、地域における子育て支援や育児負担の軽減を図る。
地域子育て支援事業	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する相談や情報交換の場として、ひまわりルーム・なのはなルームを開設する。
子育て相談	子育てに対するアドバイス、カウンセリングを行う。
男性の子育て参加支援	パパママスクールの実施、母子手帳交付時における父親の育児参加を促すパンフレットの配付等、男性を対象とする子育て参画を支援する事業を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 家庭生活を家族全員で支えましょう。(特に家事・育児・介護については男性の参加が望まれています。)
- ・ 子育て支援事業等に積極的に参加しましょう。

② 地域の役割

- ・ 子育て等を地域全体で支えましょう。

③ 事業所の役割

- ・ 仕事と家庭の両立を支援しましょう。
- ・ 子育て支援を積極的に行いましょう。

④ 市の機関の役割

- ・ 仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実を図ります。

第3節 農林・水産・商工など 自営業における男女共同参画の推進

田原市の農業従事者は、就業者全体の3分の1を占め、愛知県や近隣市町村に比べ多くなっています。このため、女性の就業率は高いのですが、農林・水産・商工など自営業に従事する女性の立場は、家事や育児と仕事の二重負担を強いられる一方で、就労条件や待遇等は不明確であるなど、多くの課題が残されています。

こうした状況を解消するため、農林・水産・商工など自営業に従事する女性の労働条件の改善や、女性自身が事業の方針決定に積極的に参画できるよう、意識啓発に努める必要があります。

1. 推進施策

(1) 対等なパートナーとなるための意識啓発

男性と女性が対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、意識啓発に努めます。また、女性の方針決定過程への参画を促進します。

事業名	事業の概要
女性リーダーの育成	女性の農林・水産・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための女性リーダー育成セミナー等を開催する。
女性農業経営研修	農業経験に関するノウハウの取得等により、経営者の育成を図るための研修を開催する。

(2) 女性の労働条件の向上

仕事や家事・育児の両面において、負担を強いられることが多い農林・水産・商工など自営業で働く女性の労働条件が改善されるよう、環境整備・意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の労働条件改善の啓発	農林・水産・商工等の関連団体の労働条件改善活動を支援する。広報たはら等へ女性の労働条件改善に関する情報を掲載する。

(3) 家族経営協定の促進

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定を促進し、労働条件が改善されるよう支援します。

事業名	事業の概要
家族経営協定の促進	田原市家族経営協定ネットワーク協議会が中心となり、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定の締結を促進する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・男女が仕事の対等なパートナーとなるようにしましょう。
- ・女性の労働条件を改善しましょう。
- ・家族経営協定を締結しましょう。

② 事業所の役割

- ・仕事と家庭が両立できる事業所をつくりましょう。

③ 市の機関の役割

- ・男女が仕事の対等なパートナーとなるよう啓発・支援を行います。

第4節 女性のチャレンジ支援

意欲と能力を持った女性が、遠慮なく社会で活躍できるよう女性のチャレンジを支援します。

1. 推進施策

(1) 農林水産業に関するチャレンジの支援

新規就農・担い手育成や農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売等の農林水産業にチャレンジをしたい女性への情報提供を行い支援します。また、男性の理解・協力等により、女性が活動等に参画できるような環境整備に努めます。

事業名	事業の概要
新規就農者・担い手育成の支援	新規就農者や農林水産業の担い手の育成を支援する。
農林水産業女性チャレンジ支援	女性が中心の農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売・交流等の農林水産業に関連するチャレンジ事例の収集・紹介、チャレンジへの支援を検討する。

(2) 起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援

起業、NPO・ボランティア等の活動を発足したい女性へ情報提供等の支援をするとともに、様々な活動に参加できるよう環境整備、広報啓発に努めます。

事業名	事業の概要
起業、NPO・ボランティア等発足支援事業	起業、NPO・ボランティア等発足を支援するために情報提供、セミナー・相談事業等を実施する。
女性チャレンジ事例の紹介	女性のチャレンジ事例の情報収集・紹介等による意識啓発をする。

(3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、仕事に再チャレンジできるよう、就業につながる職業訓練・再教育を受けるための情報提供をし、家庭と仕事を両立するための環境整備を進めます。

事業名	事業の概要
女性再チャレンジ支援事業所紹介事業等	女性の再チャレンジを支援する優良な事業所等を紹介し、意識啓発等を図る。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・チャレンジする人を応援しましょう。
- ・新規就農、起業・NPO・ボランティア等に積極的にチャレンジしましょう。

② 事業所、各種団体の役割

- ・チャレンジする人を支援しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・女性が積極的にチャレンジできるような情報提供・支援を行います。

評価指標

「第4項 働きやすい場づくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
家庭での男女の役割分担の現状	H23年度市民アンケート調査結果参照	「すべて女性が担当」の減少	H23年度市民アンケート調査
保育園の待機児童0の継続	0人	0人	H24年度市調査
特別保育利用者数	342人(H23年度)	300人(H26年度)	H24年度市調査
女性の年齢別就労割合におけるM字曲線の男性との差	25～29歳 25.6% 30～34歳 29.5%	25～29歳 25.0% 30～34歳 29.0%	H22年度国勢調査(H23年度市民アンケート調査)
家族経営協定締結戸数	H23年度 220戸	H28年度 260戸 (たはら21新農業プラン改訂版より)	県田原農業改良普及課調査
新規就農者数	H19～H24年度 192人	H25～H28年度 120人 (たはら21新農業プラン改訂版より)	県田原農業改良普及課調査

第4章 推進体制

第1項 推進体制の整備

(趣旨)

男女共同参画社会の実現を目指し、地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等この計画に盛り込まれた各事業を総合的かつ効率的に実施していくために、市の各部署の連携強化を図るとともに、市と市民との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

第1節 推進体制の整備と市民との協働

この計画に盛り込まれた地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等の事業は、市の様々な部署において実施することとなります。これらの事業を着実に推進していくために、市の各部署が横断的に連携できる推進体制を整備します。

また、この計画を着実に推進していくために、市民を構成員とし、計画の推進状況について意見交換等を行う組織の設置等、市民を含めた推進体制を整備するとともに、男女共同参画に関する講座や行事について市民団体・ボランティア等と積極的な連携を図ります。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
市職員の男女共同参画に関する研修	市職員が各事業で男女共同参画の視点に立った事業の実施が行えるよう研修を実施する。
男女共同参画に関する調査体制の整備	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置	市民と市行政との協働により、計画の推進状況等について意見交換等を行うための市民を構成員とする組織を設置する。
市民団体・ボランティア等との連携事業の実施	男女共同参画に関する講座等を市民団体やボランティア等と連携して実施する。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連情報・相談・活動・交流等の拠点の整備	男女共同参画関連の情報・相談・活動・交流等の拠点となる場の整備を検討する。

第2節 推進体制の展望

男女共同参画社会の実現のために、市や市民・事業者等の取り組みを促進する男女共同参画を推進する条例・要綱などの制定を検討します。

第2項 計画の進行管理

(趣旨)

平成24年度に計画の見直しを行い、平成28年度までに目標都市イメージを実現するため、施策の推進にあたっては、市民の声を聞きながら、計画の進行管理を行います。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置(再掲)	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
男女共同参画に関する調査体制の整備(再掲)	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置(再掲)	計画の進捗管理をするにあたり、市民の意見を伺う市民を構成員とする組織を設置する。

第3項 市の推進体制

各推進施策は市の事業担当課が主導して実施しますが、関係部署同士が連携し、また、全ての部署が総合的に男女共同参画の推進に取り組みます。

推進目標Ⅰ		人権尊重と男女平等の意識づくり
重点テーマ	推進施策	担当課
1 男女の人権の尊重	① 男女の人権に対する啓発活動の充実	地域福祉課 生涯学習課 市民協働課
	② 女性や子どもに対する暴力等と女性の悩み事相談体制の充実	地域福祉課 子育て支援課
2 男女共同参画教育・啓発の充実	① 家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進	生涯学習課 市民協働課
	② 学校における男女共同参画教育・啓発の促進	生涯学習課 学校教育課
	③ 多様な選択を可能にする学習機会の充実	生涯学習課 市民協働課
3 男女共同参画の視点に立った社会制度・習慣の見直し、意識の改革	① 男女共同参画阻害要因についての問題提起	人事課 市民協働課
4 あらゆる世代にとっての男女共同参画	① さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発	市民協働課

推進目標Ⅱ		誰もが参画のまちづくり
重点テーマ	推進施策	担当課
1 方針決定の過程への男女共同参画の促進	① 委員・役員等への女性の登用促進	市民協働課 各課室
	② 職員、社員の管理・監督者への女性の登用促進	人事課 商工観光課 市民協働課
2 地域活動における男女共同参画の推進	① 地域活動への女性の参画促進	市民協働課
	② 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進	商工観光課 市民協働課
3 防災(災害復興を含む)、防犯活動における男女共同参画の促進	① 男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施	防災対策課 地域福祉課
	② 自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進	防災対策課
	③ 防犯活動への男女の参画及び防犯に関する知識の習得の促進	市民協働課
4 環境分野への参画の促進	① 環境分野での意思決定過程への女性参画の促進	環境衛生課 エコエネ推進課 清掃管理課
	② 地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援	環境衛生課 エコエネ推進課 清掃管理課 市民協働課
5 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への参画の促進	① 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進(再掲)	商工観光課 市民協働課
6 国際交流への男女共同参画の促進	① 国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	広報秘書課 市民協働課
	② 男女共同参画への理解を養う国際交流の促進	広報秘書課
	③ 市民参画による国際交流の促進	広報秘書課
	④ 在住外国人女性の自立支援	広報秘書課

推進目標Ⅲ		生涯安心の暮らしづくり
重点テーマ	推進施策	担当課
1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	① 男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重	健康課 学校教育課
	② 妊娠・出産等に関する健康支援	健康課
	③ 生涯を通じた心身の健康維持と増進	健康課
2 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者の自立支援	高齢福祉課
	② 障がい者への総合的支援	地域福祉課
	③ 介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援	高齢福祉課
3 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	① ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実	地域福祉課 子育て支援課

推進目標Ⅳ		働きやすい場づくり
重点テーマ	推進施策	担当課
1 事業所における性差別の解消	① 事業所に対する男女共同参画に関する啓発	商工観光課 市民協働課
2 ワークライフバランスの推進	① 仕事と家庭の両立支援の啓発	商工観光課 市民協働課
	② 子育て支援	子育て支援課 健康課 生涯学習課
3 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進	① 対等なパートナーとなるための意識啓発	農政課 商工観光課
	② 女性の労働条件の向上	農政課 商工観光課 市民協働課
	③ 家族経営協定の促進	農政課 農業委員会事務局
4 女性のチャレンジ支援	① 農林水産業に関するチャレンジの支援	農政課 農業委員会事務局
	② 起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援	市民協働課
	③ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ	商工観光課 市民協働課

男女共同参画に関する市内の活動事例

田原市内には、さまざまな形で男女共同参画を実践している市民活動団体等があります。公益的・公共的な市内の活動事例を一部整理しています。

推進目標 I	人権尊重と男女平等の意識づくり
活動者	活動内容
人権擁護委員	人権週間における小中学校訪問をはじめ、小・中・高等学校へ訪問して行く人権教室によって、人権意識を学ぶことにより、男女平等の意識づくりが行われている。
女性会議WITウィット	女性へのDV防止や性教育等、さまざまな男女共同参画をテーマとした講座を企画したり、セミナーに参加したりし、メンバーと市民の男女共同参画意識の向上を目指している市民活動団体。



▲▶ 第4回男女共同参画フェスティバルの様子



推進目標Ⅱ

誰もが参画のまちづくり

活動者	活動内容
民生・児童委員 人権擁護委員 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は40%、人権擁護委員では60%と多くの女性委員が参画している。
田原市生活学校	省エネ対策やリサイクル活動から料理教室など、暮らしをより良くするための女性中心の団体で、女性ならではの視点による活動や勉強会を行い、住みやすいまちづくりに貢献している。(牛乳パック回収・小物づくり等)
地域参加の女性団体 (野田レディース)	従来 of 婦人会に代わり、地域に根ざしながらも、女性が主体的に地域活動に参加する団体として結成。地域行事の運営支援のほか、夏祭りでは太鼓をたたいたり、手筒花火を揚げたりと男性的な分野でも楽しんで活動している。
絆づくりの会 (片浜女性サロン)	「いざという時のため」「地域の女性のつながりのため」、自治会内で気軽な女性の仲間づくりをしようと、喫茶や健康づくり等の活動を行っている。自治会も集会所を提供するなど支援している。
女性防災リーダー (神戸校区)	市内111人の防災リーダーのうち、女性はただ一人(神戸校区)。男性が多い中で不安を感じながらも、女性の視点をもってリーダーを務めている。 ※H24年8/1号広報たはら「男女共同参画ニュース」に掲載
男の料理教室	福江校区、大草校区の市民館等で、地域の男性対象に、料理を学ぶ講座が行われている。
田原市女性防火クラブ	家庭防火・防災に関する知識向上、安全な家庭・まちづくりを目的とする、市内女性15名が参加するボランティア組織。 (H24年8月19日発足)
菜ばなの会	自治会の女性同士でお茶会を行ったり、地区の祭りや地域活動に参加したり、いざという時のために、女性同士で仲間づくりをする。自治会の会合にも出席し、女性の視点をもって会議に参加している。

推進目標Ⅲ	
生涯安心の暮らしづくり	
活動者	活動内容
民生・児童委員 人権擁護委員 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は40%、人権擁護委員では60%と多くの女性委員が参画している。

推進目標Ⅳ	
働きやすい場づくり	
活動者	活動内容
フレッシュライフ セミナー参加者 (結婚して数年までの 農家女性)	新たに田原市の農家に嫁いだ女性に対し、農業や農村生活の基礎知識や技術習得を得るためのセミナーを開催する。先進農業、地元食材、郷土料理等を学び、また先輩農業者と交流を行う。(年5回開催予定)
農村生活 アドバイザー会員	農村生活アドバイザーが有する能力や役割を十分に発揮し、農家生活の向上及び地域の農業振興に関する情報交換並びに研究を通して、農家生活の向上を図るための活動を行う。(随時開催)
建設会社勤務の 女性職人 (大草校区)	男性のイメージが強い大工職人の世界で、周りから反対されながらも自分の夢を実現させ、自分らしく働いている。 ※H22年8/1号広報たはら「男女共同参画ニュース」に掲載



自治会の清掃活動の様子

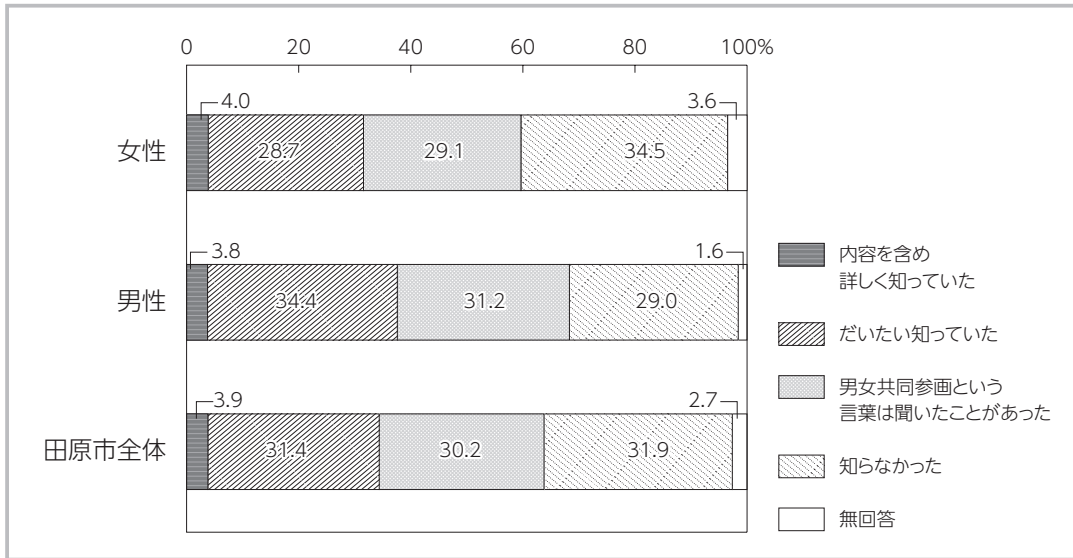
男女共同参画関係データ集

推進目標 I

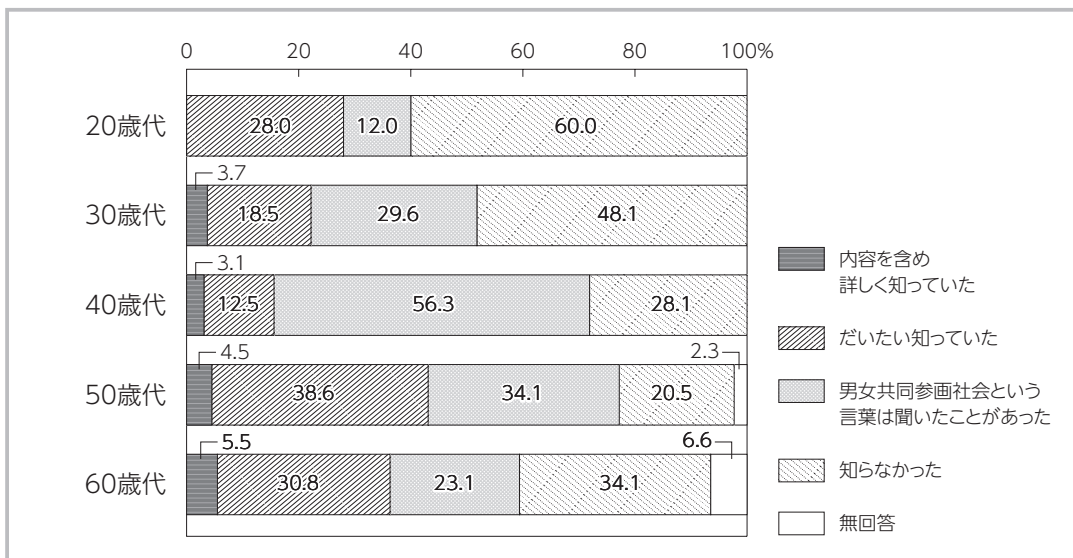
人権尊重と男女平等の意識づくり

男女共同参画の認知度 (H23年度市民アンケート調査)

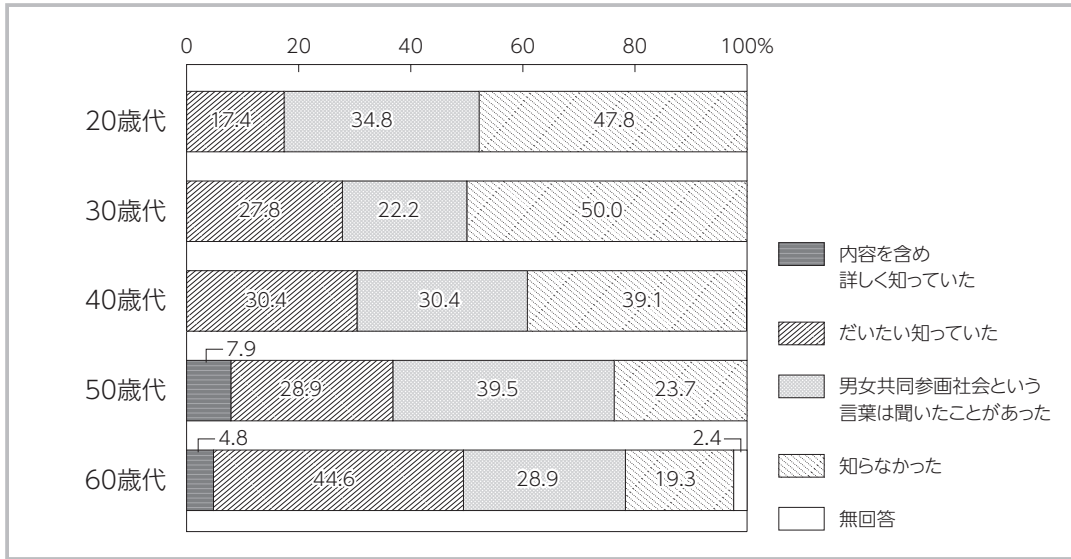
【全体】



【女性・年齢別】

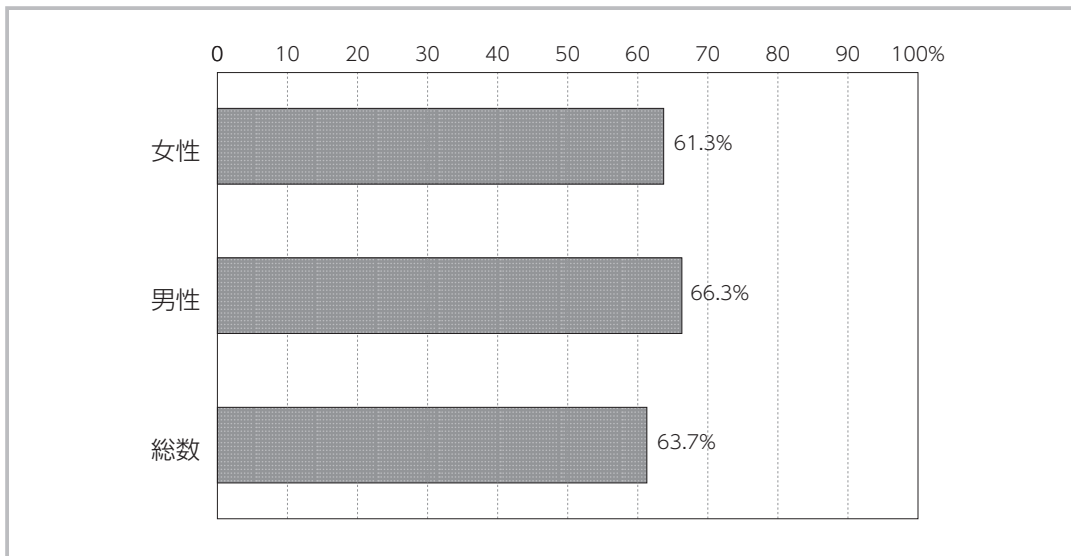


【男性・年齢別】



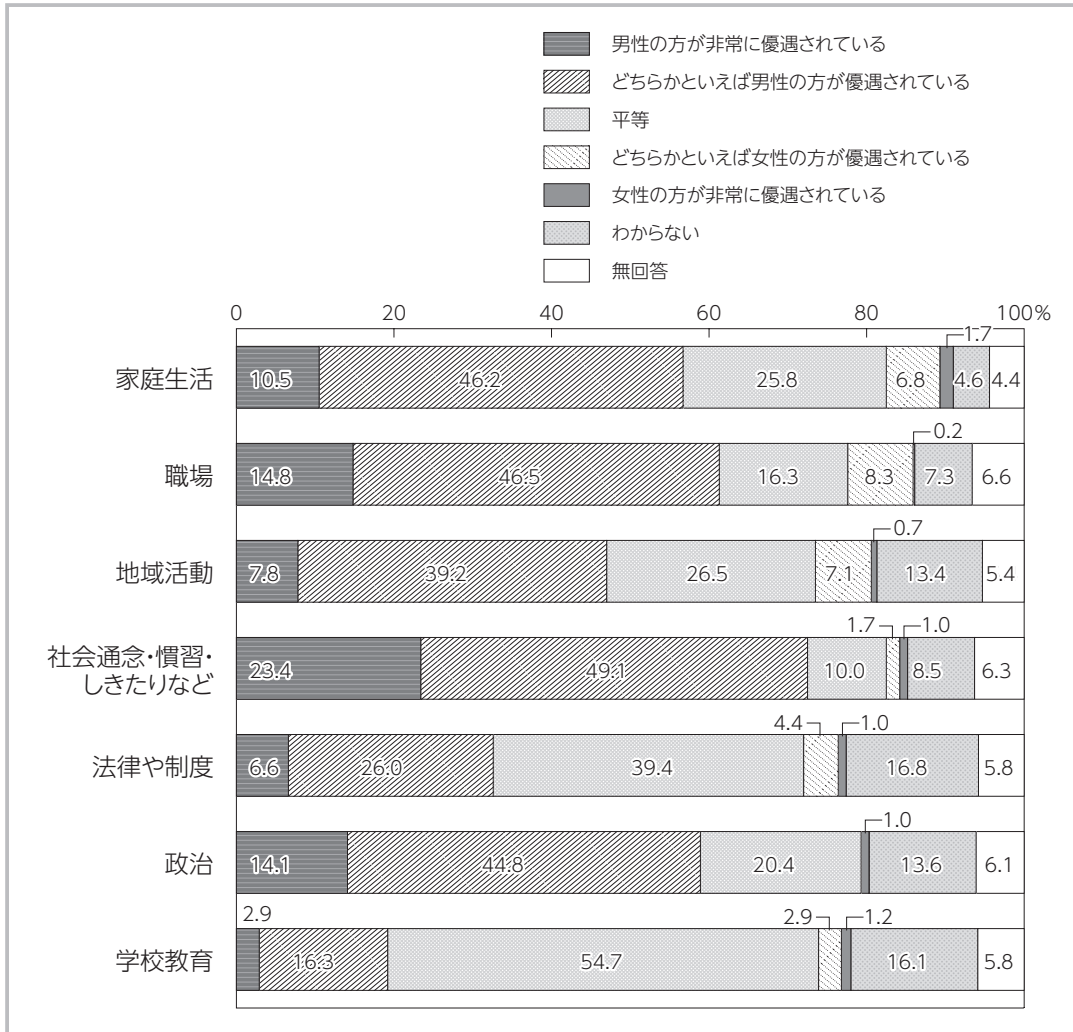
【参考】国調査(H24年10月)

『男女共同参画社会』という言葉を見たり聞いたりしたことがある」と回答した割合

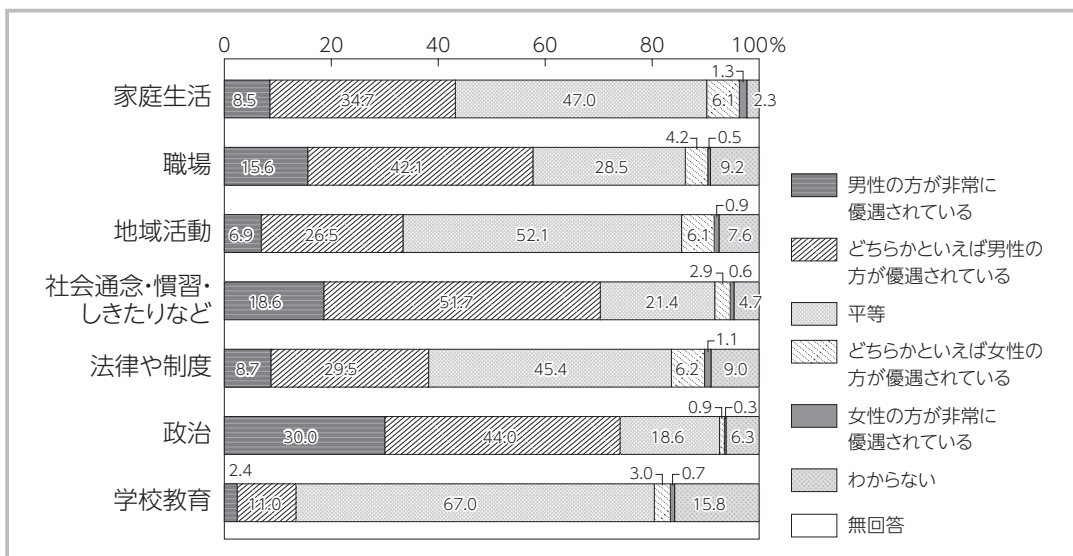


■各分野における男女平等意識 (H23年度市民アンケート調査)

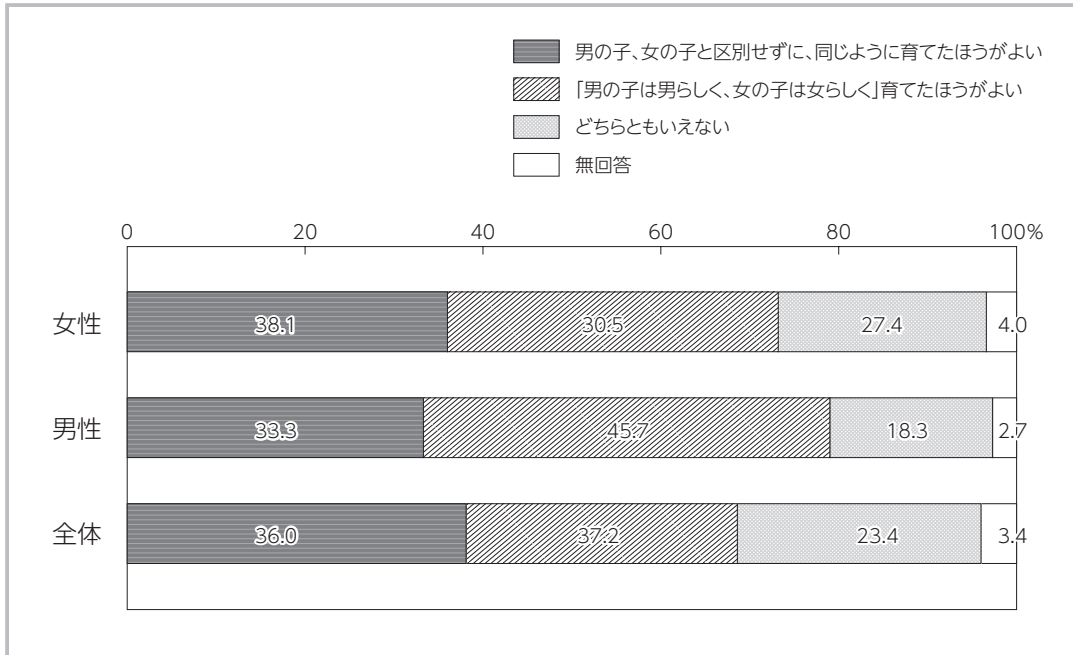
【全体】



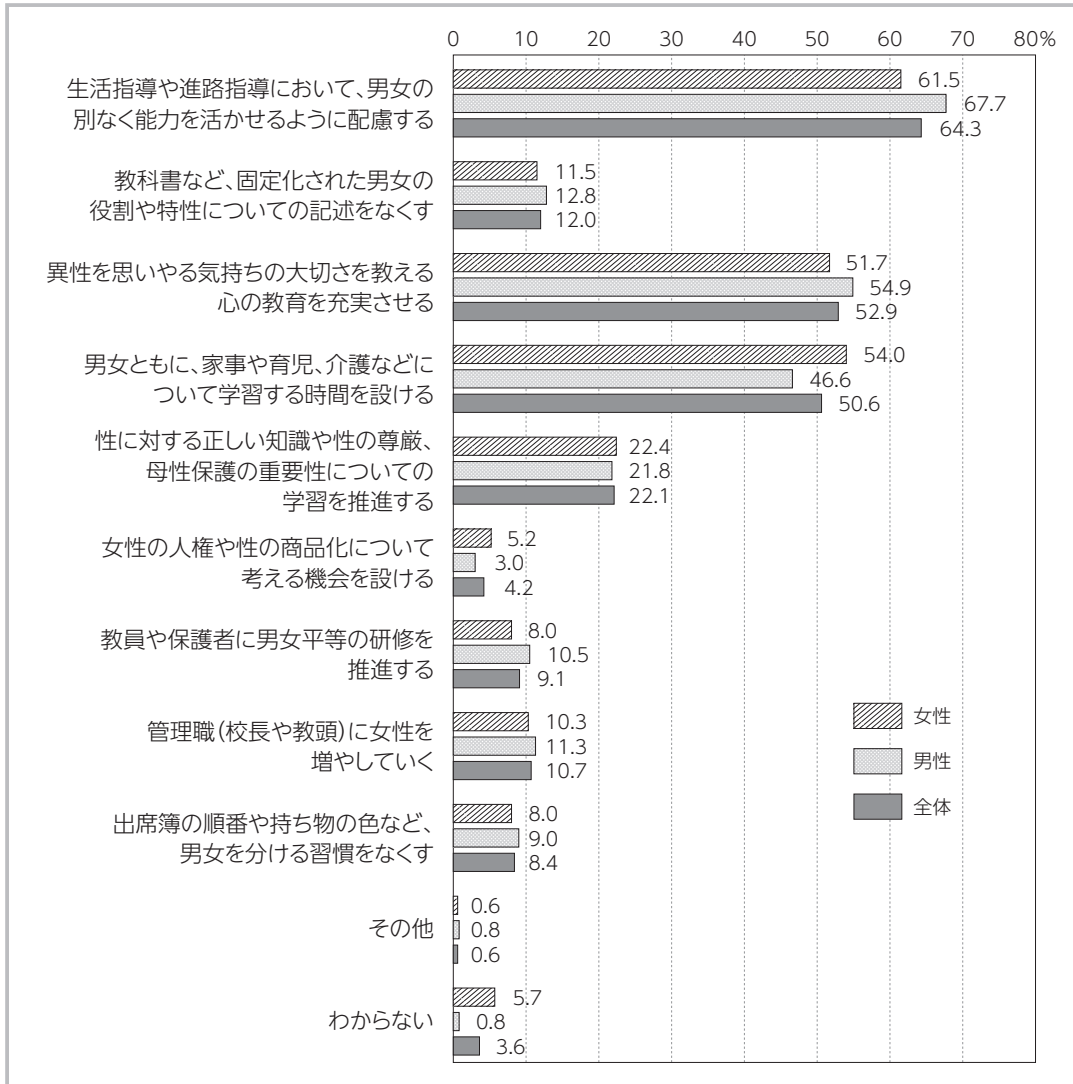
【参考】 国調査(H24年10月)



■子どもの育て方に関する考え方（H23年度市民アンケート調査）



■男女平等の意識を育てるために学校教育で必要なこと (H23年度市民アンケート調査)



推進目標Ⅱ

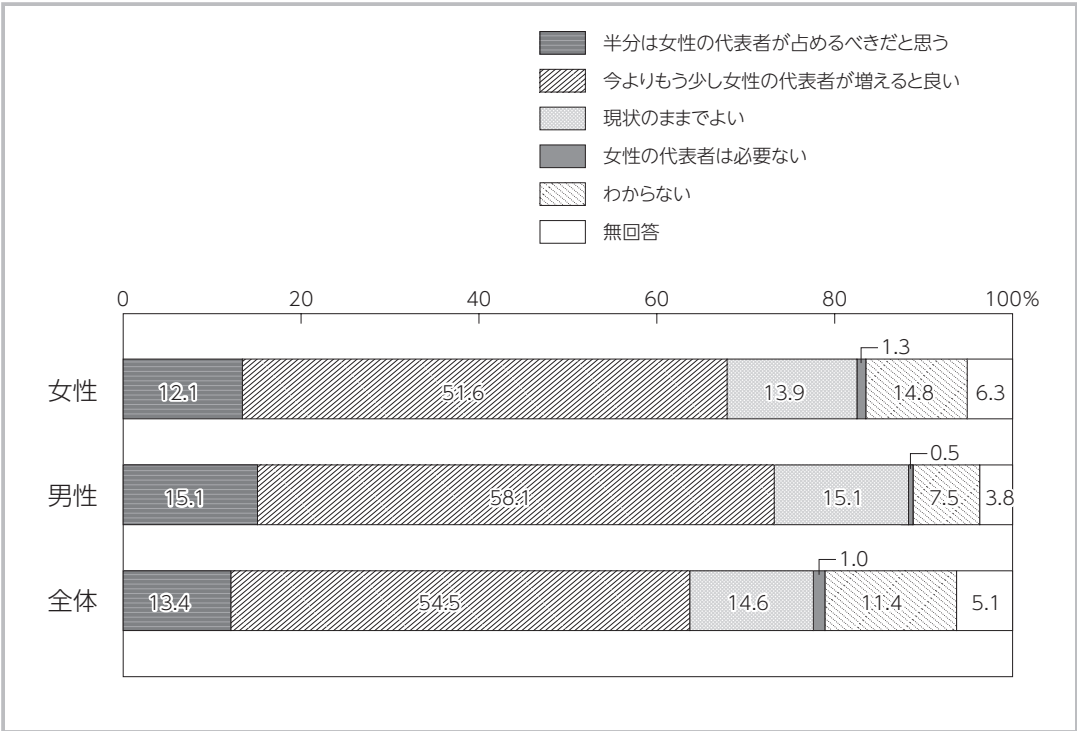
誰もが参画のまちづくり

■政治・行政への女性の参画状況（H24年度市調査）

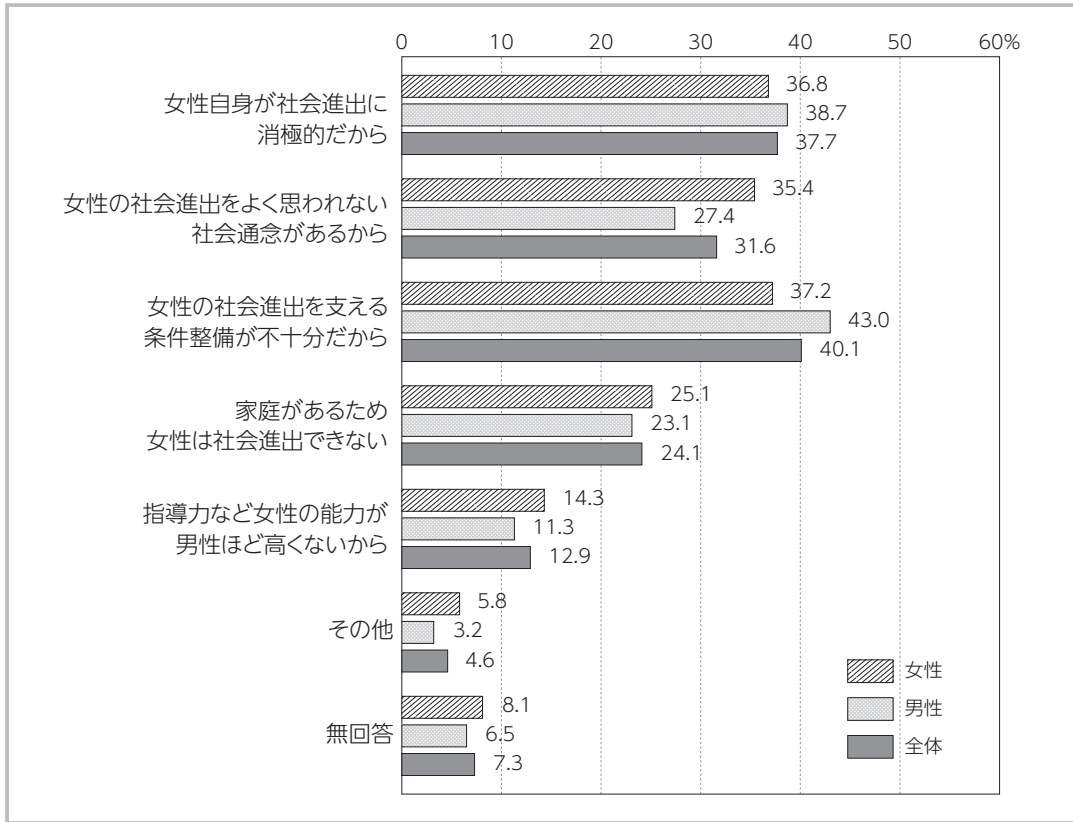
性別	市議会議員	審議会・委員会等	市管理監督者
男	19人	210人 (221人)	214人 (219人)
	95.0%	82.0% (82.8%)	71.3% (73.7%)
女	1人	46人 (46人)	86人 (78人)
	5.0%	18.0% (17.2%)	28.7% (26.3%)
合計	20人	256人 (267人)	300人 (297人)

H24年4月現在（比較H23年4月）

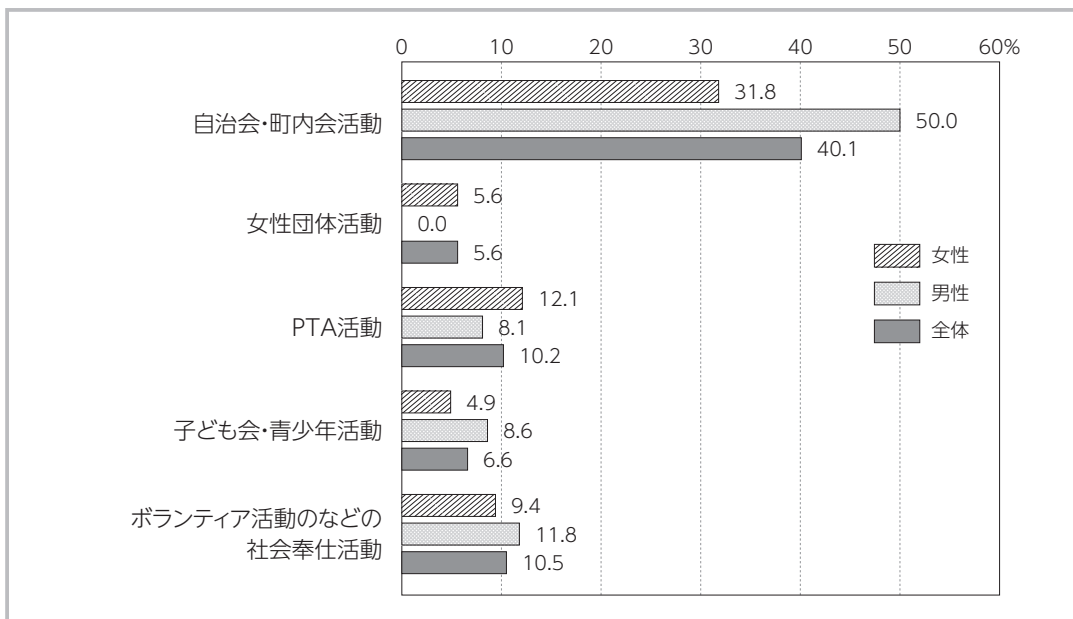
■施策づくりへの女性の参画に関する考え（H23年度市民アンケート調査）



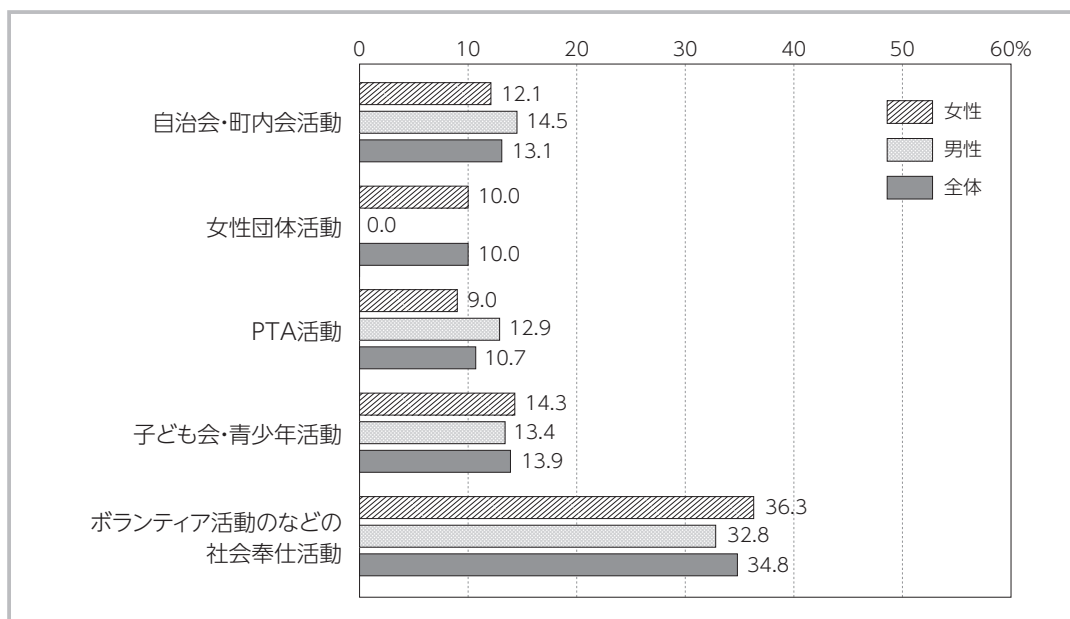
■本市における法令・条例設置委員への女性登用率が低い理由 (H23年度市民アンケート調査)



■現在の地域活動への参加状況 (H23年度市民アンケート調査)



■今後参加したい活動（地域活動・社会活動）（H23年度市民アンケート調査）

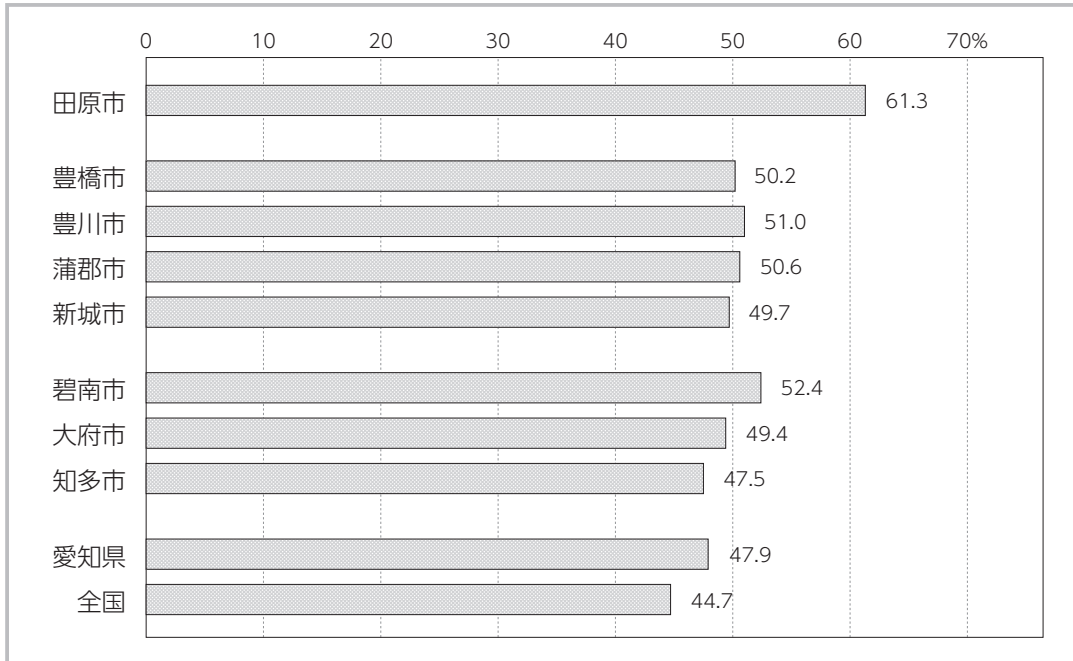


■たはら国際交流協会の会員数（H24年度市調査）

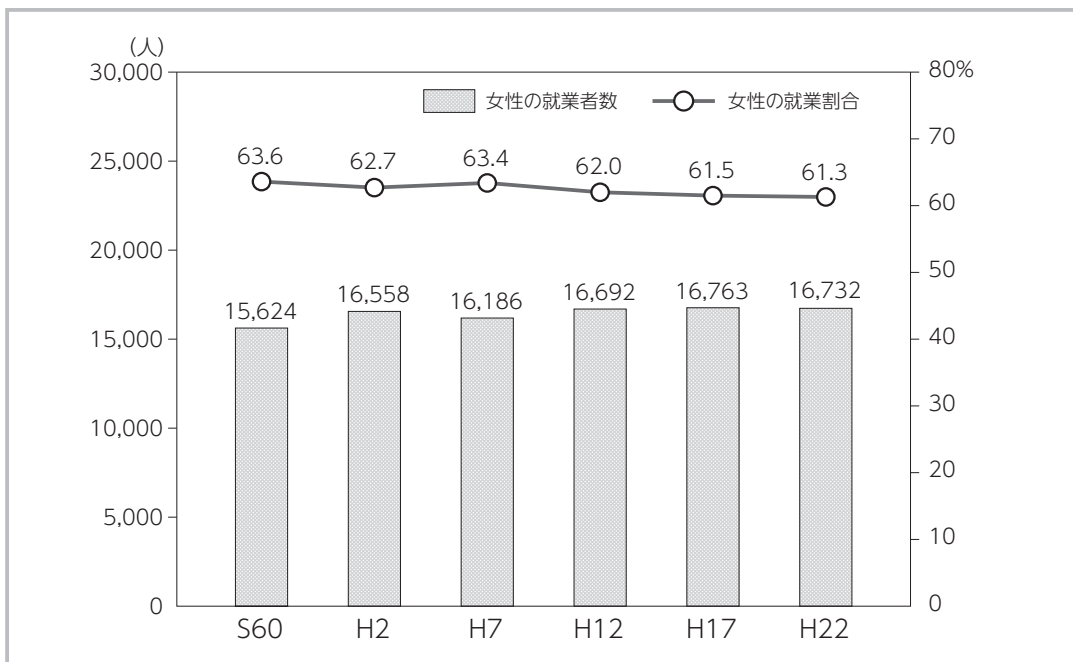
性別	会員数	割合
男	77人	43.8%
女	99人	56.3%
合計	176人	—

(H24年10月現在)

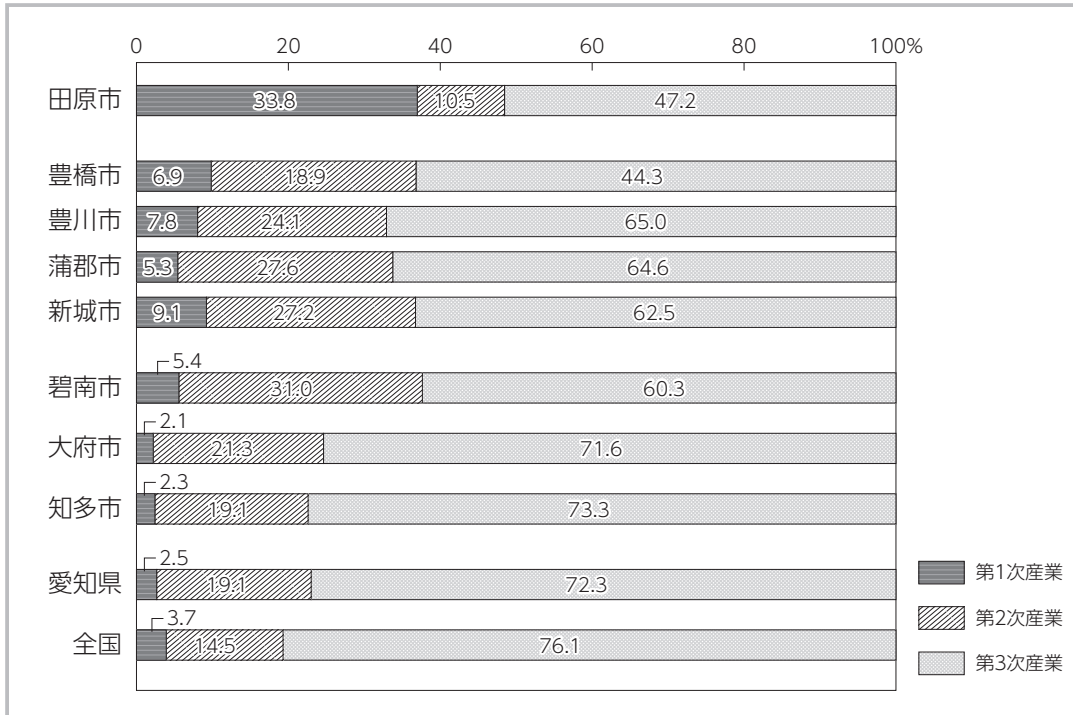
■女性の就業率の都市比較 (H22年国勢調査)



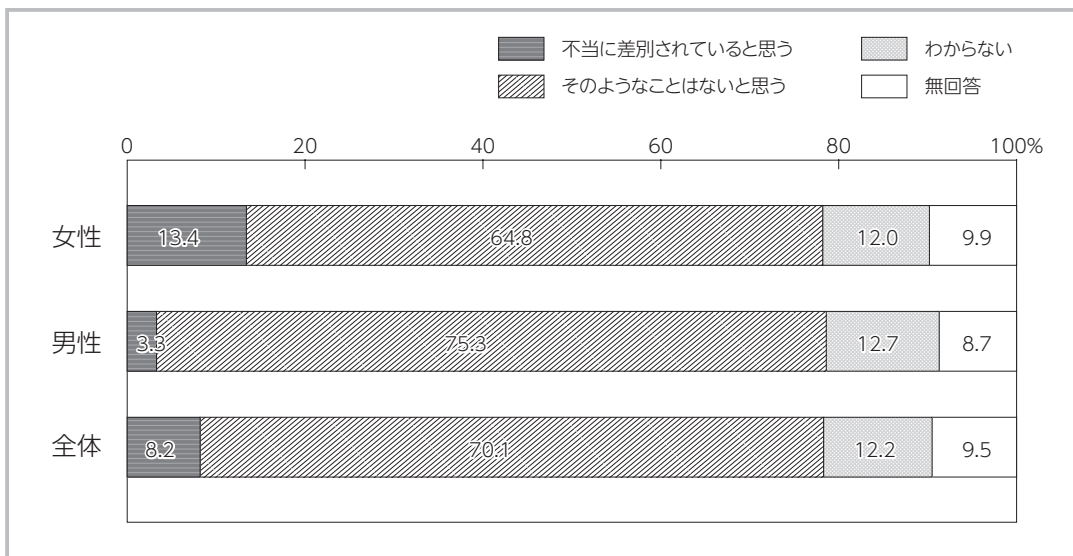
■田原市の女性の就業者数 (H22年国勢調査)



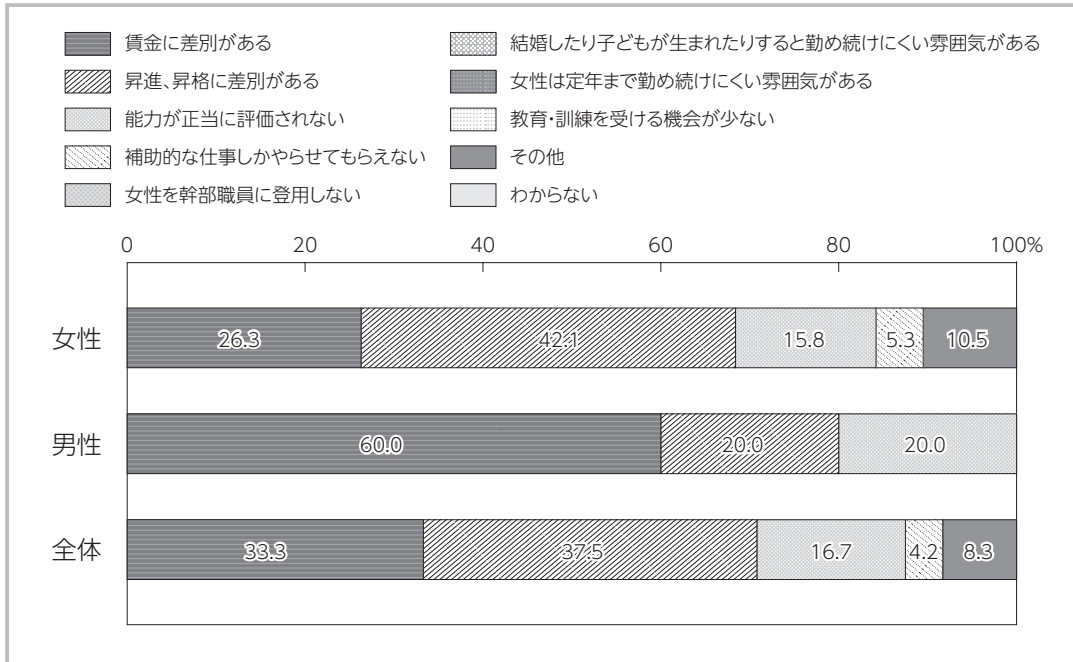
■女性就業者の産業別構成の都市比較 (H22年国勢調査)



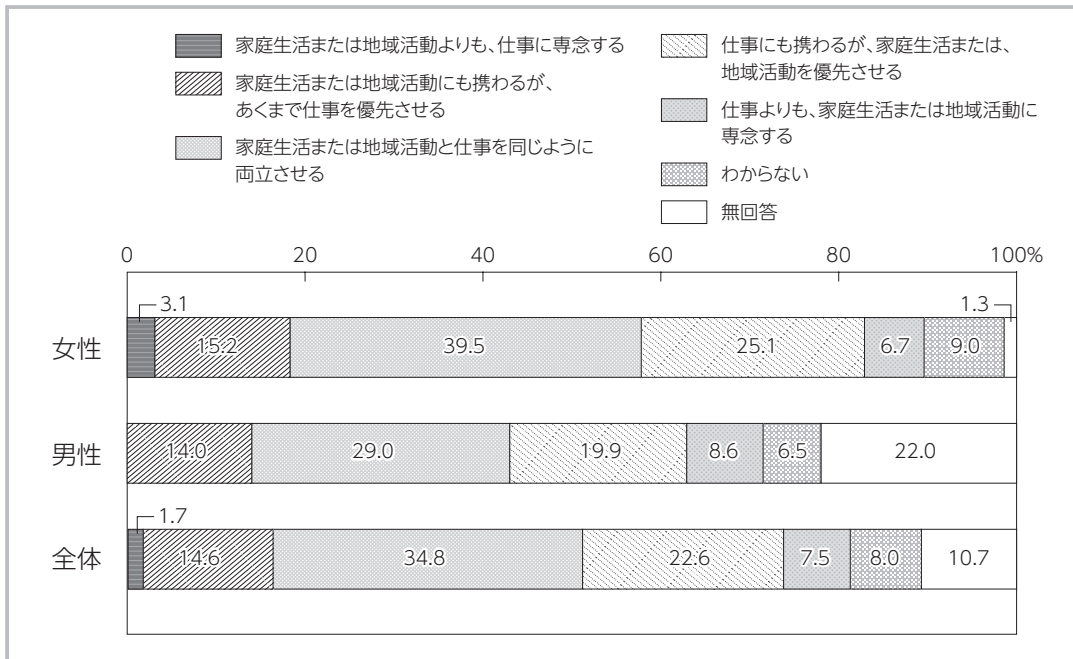
■職場における男女差別 (H22年国勢調査)



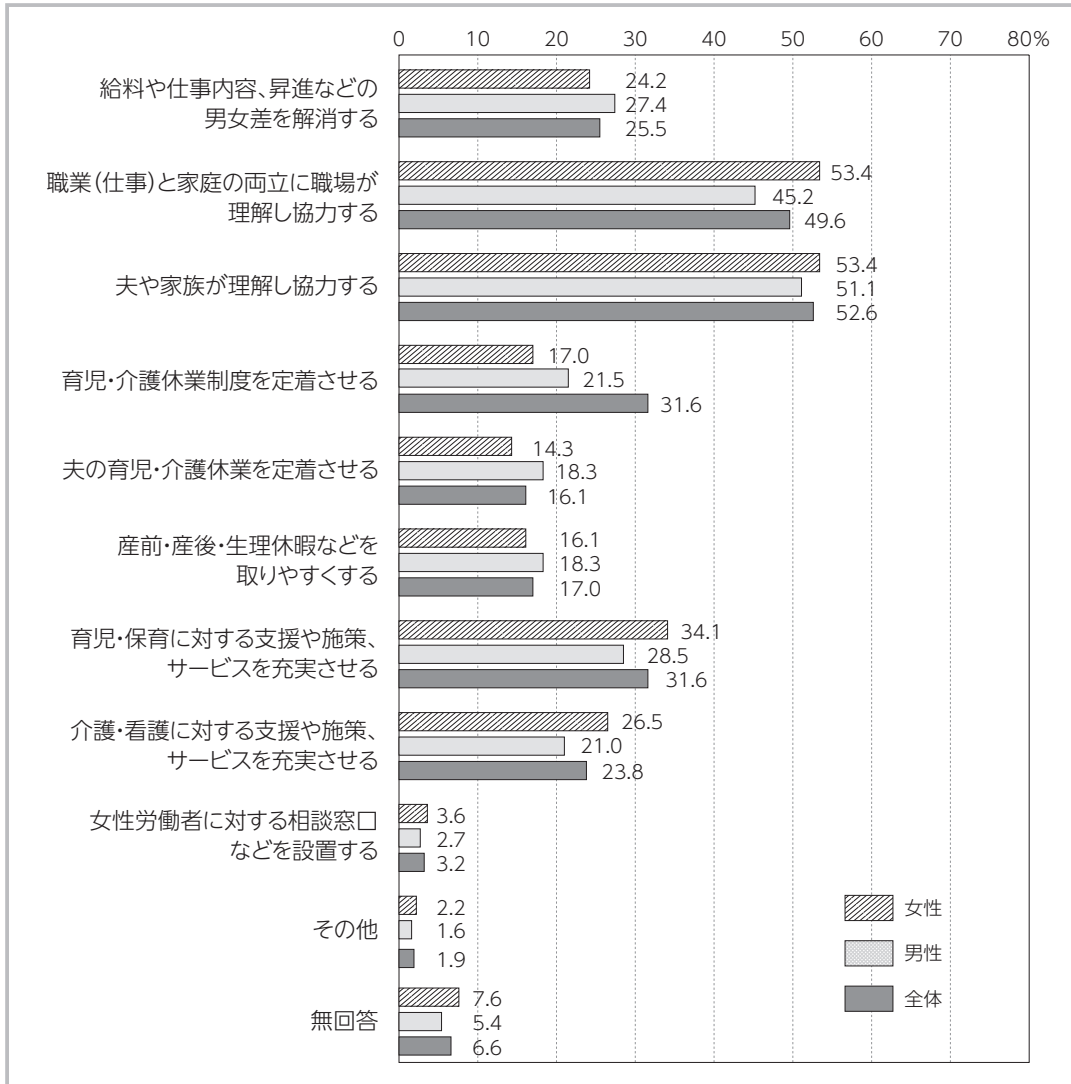
■女性が男性に比べ不当に差別されていると思う理由（H23年度市民アンケート調査）



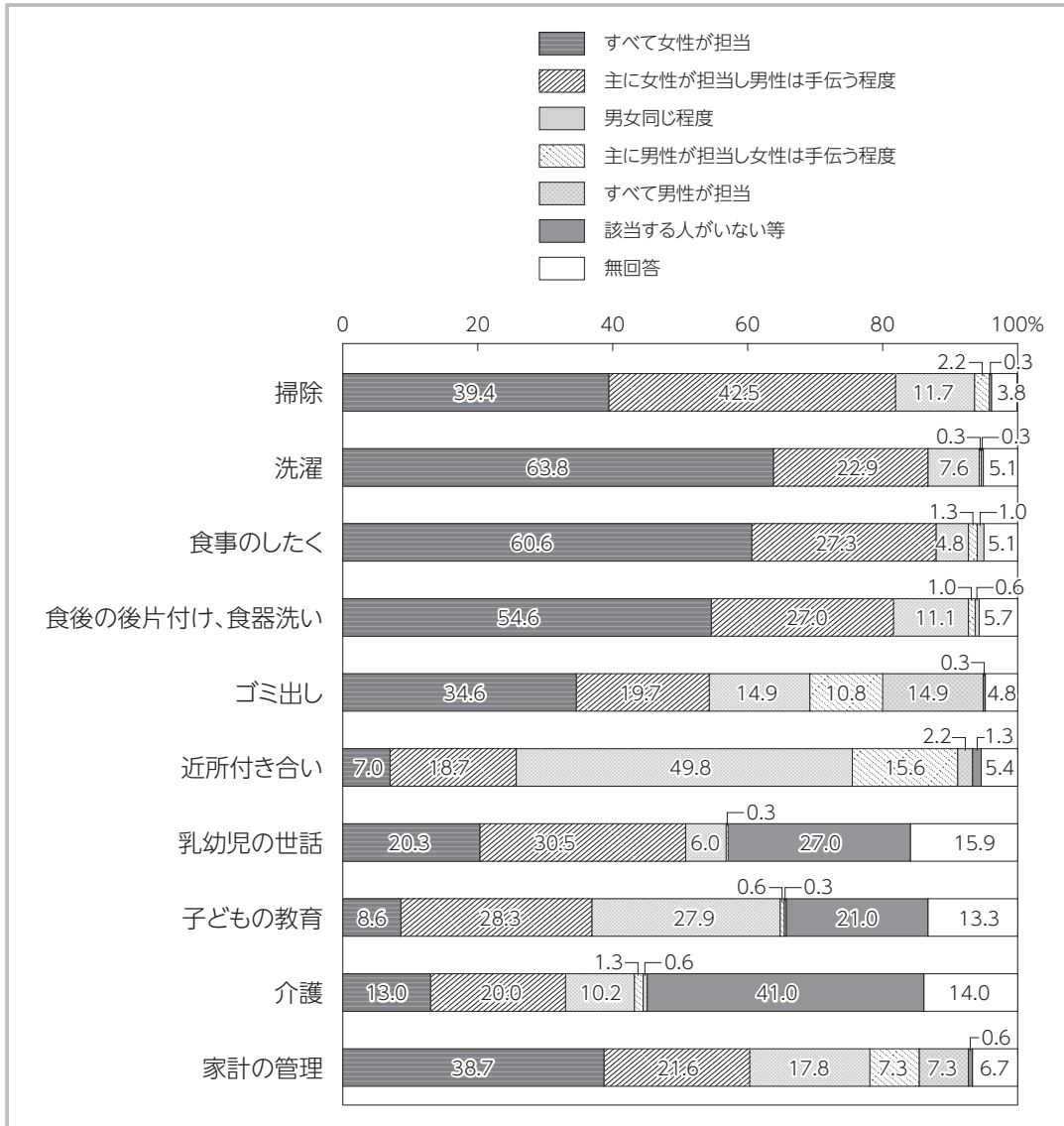
■仕事と家庭生活・地域活動における女性の生き方（H23年度市民アンケート調査）



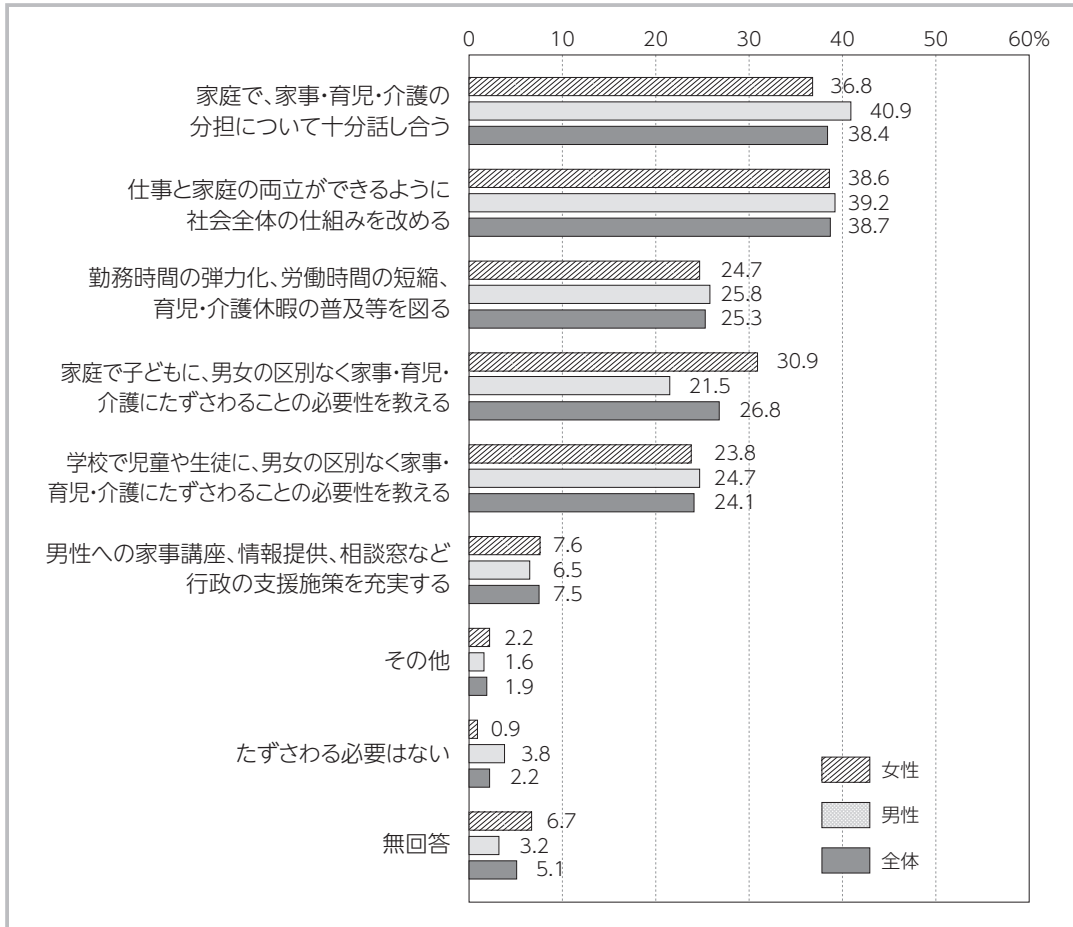
■女性が働き続けるために必要な社会支援 (H23年度市民アンケート調査)



■家庭での男女の役割分担の現状 (H23年度市民アンケート調査)



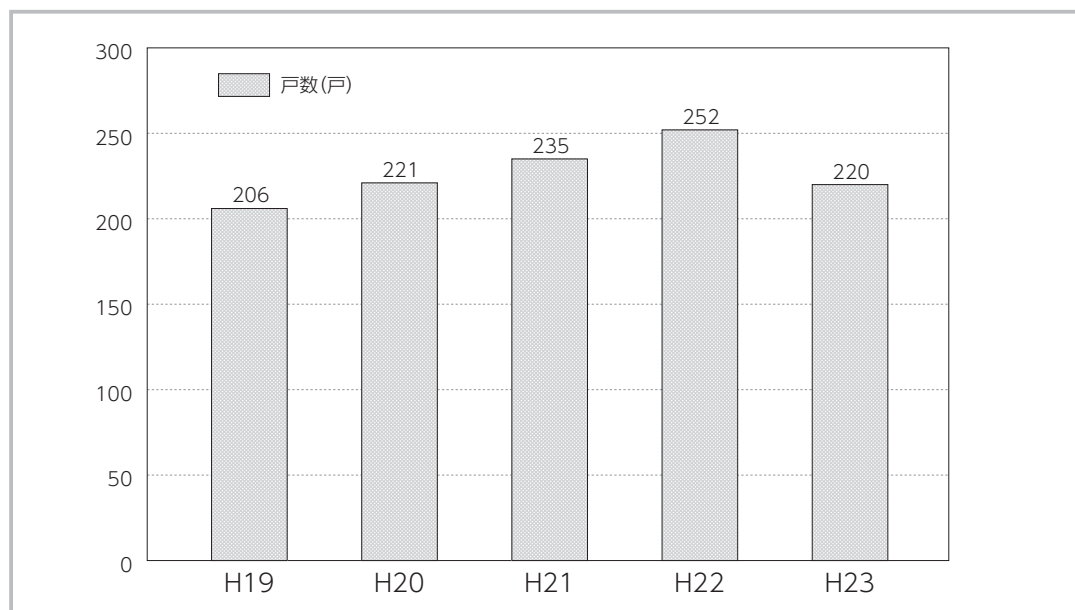
■男性が家事・育児・介護に携わるために必要なこと (H23年度市民アンケート調査)



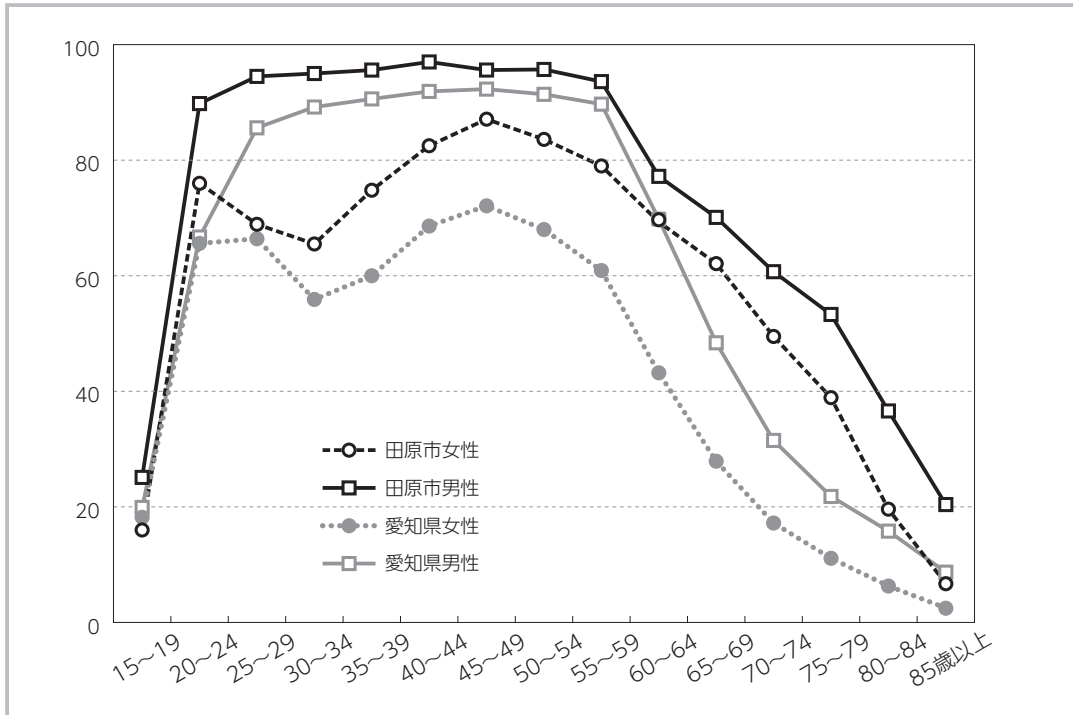
■産業分類別就業者数 (H22年国勢調査)

	H12		H17		H22		H22-H17
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	%
就業者数	39,340	100.0	40,555	100.0	38,739	100.0	-4.7
第1次産業	13,837	35.0	13,502	33.3	10,935	28.2	-23.5
農業	13,206	34.0	12,851	31.7	10,420	26.9	-23.3
林業	1	0.0	3	0.0	4	0.0	25.0
漁業	630	2.0	648	1.6	511	1.3	-26.8
第2次産業	10,590	27.0	11,740	28.9	10,058	26.0	-16.7
鉱業	17	0.0	14	0.0	8	0.0	-75.0
建設業	2,603	7.0	2,234	5.5	1,890	4.9	-18.2
製造業	7,970	20.0	9,492	23.4	8,160	21.1	-16.3
第3次産業	14,881	38.0	15,169	37.4	17,764	45.9	14.6
電気・ガス・熱供給・水道業	254	1.0	88	0.2	86	0.2	-2.3
運輸・通信業	1,464	4.0	1,370	3.4	1,482	3.8	7.6
卸売・小売業・飲食店	5,574	14.0	5,967	14.7	3,952	10.2	-51.0
金融・保険業	410	1.0	371	0.9	381	1.0	2.6
不動産業	71	0.0	85	1.4	187	0.5	54.5
サービス業	6,377	16.0	6,622	16.3	8,058	20.8	17.8
公務	731	2.0	666	1.6	702	1.8	5.1
分類不能の産業	32	0.0	144	0.4	2,916	7.5	95.1

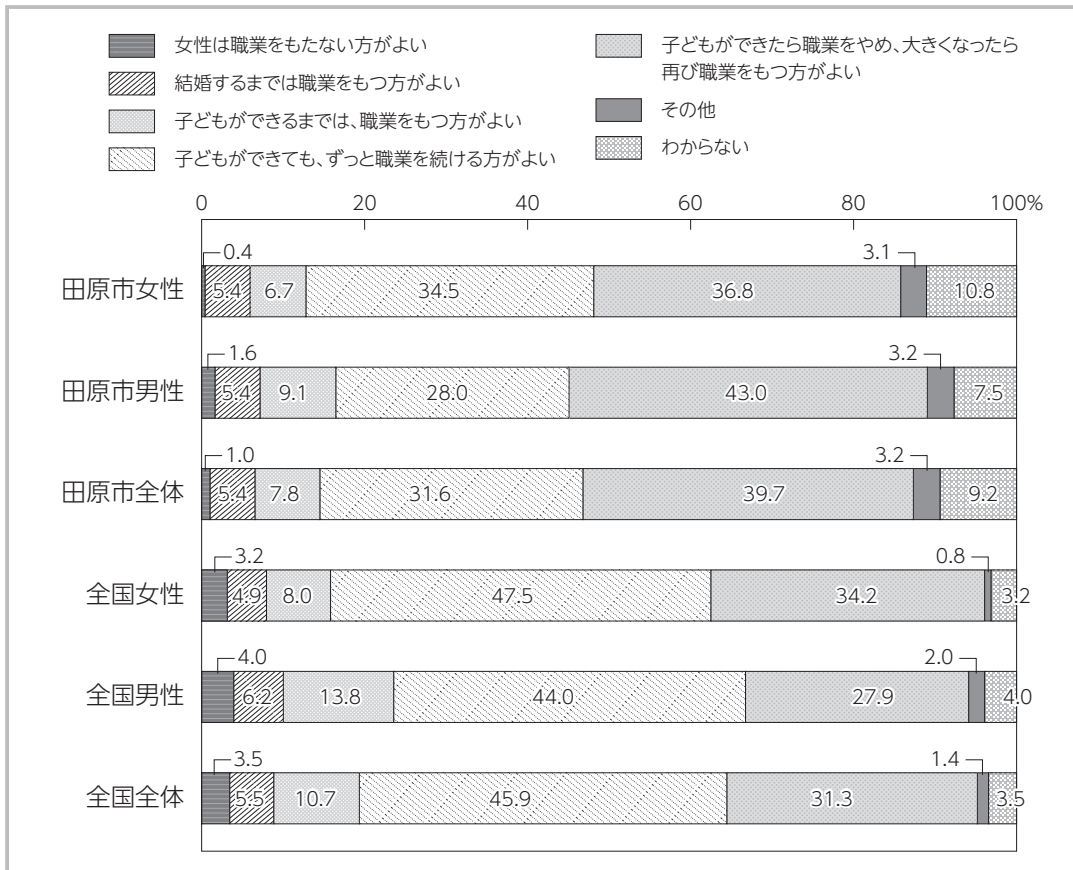
■家族経営協定締結戸数 (H23年度市調査)



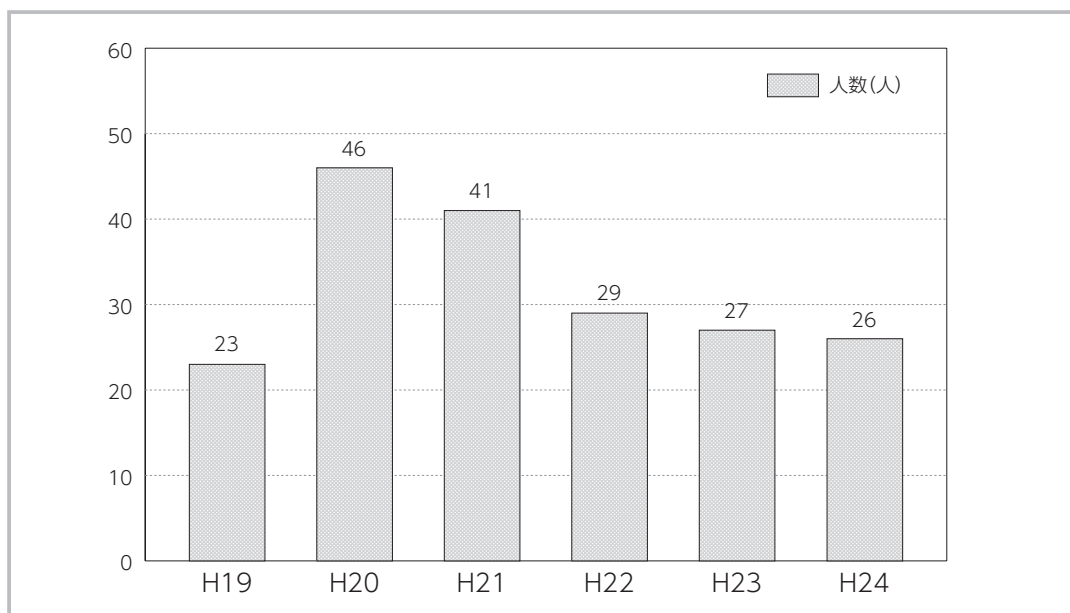
■男女の年齢別就労割合 (H22年国勢調査)



■女性が職業を持つことに対する考え (H23年度市民アンケート調査)

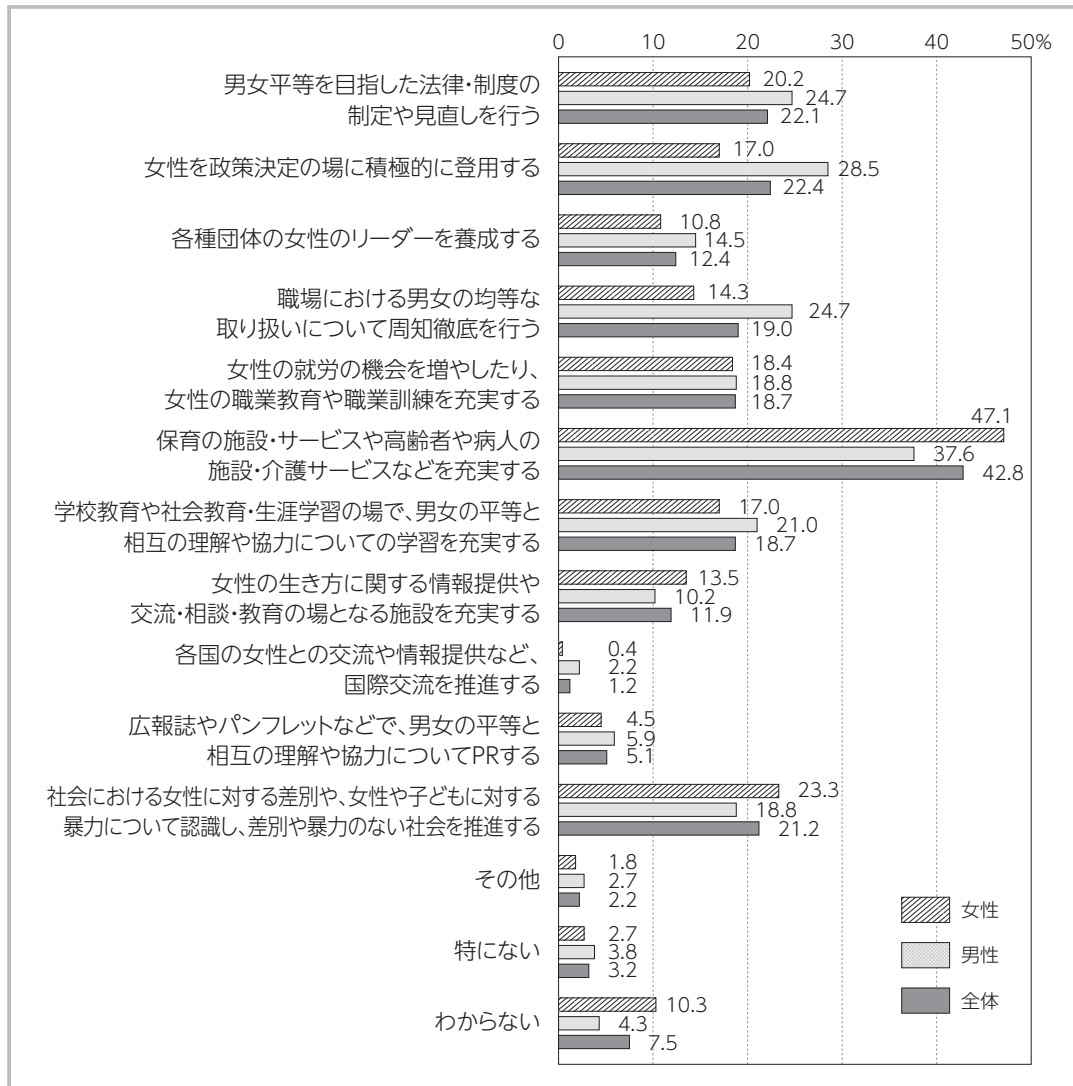


■新規就農者数 (H24年度市調査)



推進体制

男女共同参画社会の推進のために必要なこと（H23年度市民アンケート調査）



男女共同参画関係法令

男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目 次

前 文

第一章 総 則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示

し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲

げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選

択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同

じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都

道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に

規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

(1979年12月18日 国際連合総会採択 1981年9月3日発行)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立

てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢

献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その

他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対

して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする

女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有

しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日以後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作

成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の過半数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、

締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託

者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通

告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

田原市男女共同参画推進懇話会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること

(委員)

第4条 本会は、次項各号に該当する委員25人以内で構成する。

2 第1号から第3号の委員は、関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号の委員は、本会の目的から判断して、市長が指名する。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体及びその他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者

(6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。

- (1) 任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。
- (2) 委員が欠けた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の再任は妨げない。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは学識経験者の中から市長が指名する。

(役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、次の職務を行う。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次の事項を議題とする。

- (1) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事
- (2) 第3条に規定する事業に関する事
- (3) その他会長が必要と認める事

(部会)

第8条 本会は、必要に応じて部会を設けることができる。

- (1) 部会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として設置する。
- (2) 部会の設置及び活動内容等は、第6条の会議において決定する。
- (3) 部会の構成員は、本会の委員から会長が選任する。
- (4) 部会は、希望を募り、市民等に参加させることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市市民環境部市民協働課が担当する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成23年6月17日から施行する。

田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(任期：平成23年6月17日～平成25年3月31日)

通番	役職	氏名	区分	
1	会長	中村 都祁子	市の関係組織	行政相談委員
2	副会長	河邊 寿夫	地域団体	田原市地域コミュニティ連合会理事(野田校区会長)
3	委員	岩田 大介	地域団体	一般社団法人田原青年会議所副委員長
4	委員	松野 美香	地域団体	たはら国際交流協会事務局
5	委員	鈴木 政義	医療団体	愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院事務次長
6	委員	菊池 邦子	福祉団体	社会福祉法人田原市社会福祉協議会主任
7	委員	森下 静子	市民団体	女性会議WITウィット代表
8	委員	吉武 正康	産業関係	愛知外海漁業協同組合代表理事組合長
9	委員	槇田 圭一	産業関係	田原市認定農業者連絡会会長
10	委員	大久保 哲夫	産業関係	愛知みなみ農業協同組合人事課長
11	委員	榎本 明美	産業関係	渥美商工会女性部長
12	委員	太田 敦子	産業関係	田原市商工会女性部副部長
13	委員	加藤 昌高	産業関係	渥美半島観光ビューロー 事業推進本部長
14	委員	柴田 登	市議会	田原市議会議員
15	委員	本田 則子	各種委員会	田原市更生保護女性会
16	委員	鈴木 貴江	各種委員会	田原市農業委員会委員
17	委員	金原 真人	各種委員会	田原市教育委員会委員
18	委員	川口 昌宏	市の職員	田原市市民環境部長
19	委員	永田 みよ江	その他市民	公募者
20	委員	平野 利依	その他市民	公募者

役職	氏名	区分	
オブザーバー	武田 圭太	学識経験者	愛知大学教授

プラン策定から中間見直しまでの経過

年 月 日	内 容	内 容
平成16年1月30日～ 2月13日	市民アンケート実施 (旧田原市)	旧田原市に在住の20歳以上の男女から無作為に 1,000人を抽出し、郵送配布・回収
平成17年12月2日	第1回庁内ワーキング	庁内の関係各課の係長級をメンバーとするワーキン グを構成し、推進事業調査を依頼
平成17年12月16日～ 平成18年1月31日	市民アンケート実施 (旧渥美町)	旧渥美町に在住の20歳以上の男女から無作為に500 人を抽出し、郵送配布・回収 (平成16・18年の市民アンケートの回答率 48.5%)
1月12日	第2回庁内ワーキング	推進事業調査報告
2月14日	第3回庁内ワーキング	検討会議に提出するプランのワーキング案作成
2月21日	第1回田原市男女共同参 画推進検討会議 ※第4回庁内ワーキング とし、メンバーも出席	会長・副会長を選出 プラン策定の今後の進め方を説明 愛知県男女共同参画室による講話「最近の男女共同 参画の動向」
3月8日～14日	団体ヒアリング調査実施	自治会、商工会、愛知みなみ農業協同組合、NPO 団体等、6団体へのヒアリング調査を実施
3月17日	第5回庁内ワーキング	プランの素案についての意見交換
3月24日	第2回田原市男女共同参 画推進検討会議	市民アンケート・団体ヒアリング調査結果報告 プランの素案についての意見交換 各分野で議論し、理解を深めるための勉強会実施の 決定
6月7日～9日	第1回勉強会	プランを構成する「働きやすい場づくり」「誰もが 参画のまちづくり」「人権尊重と男女平等の意識づ くり」「生涯安心の暮らしづくり」の4分野に分かれ て推進検討会議委員による勉強会を各2回開催
6月29日～7月13日	第2回勉強会	
7月26日	第6回庁内ワーキング	勉強会での意見を踏まえたプランの素案について の意見交換
8月1日	第3回田原市男女共同参 画推進検討会議	プラン素案の修正報告 プランの原案の内定

年 月 日	内 容	
10月2日～31日	パブリックコメントの実施	市民からの18件の意見等を受理
12月22日	第4回田原市男女共同参画推進検討会議	パブリックコメントの結果報告 プラン決定 今後の展開への意見交換
平成19年～	田原市男女共同参画推進懇話会、 庁内ワーキング会議	両会議において、毎年度、プランの達成状況を確認
【中間見直し】		
平成23年9月15日～ 9月29日	市民アンケート調査実施	市内在住の20歳以上の男女から無作為に1,000名を抽出し、郵送による配布・回収
平成24年5月11日	H24年度第1回 庁内ワーキング会議	男女共同参画に関する各事業担当課の取組について
5月25日	第16回田原市男女共同参画推進懇話会	プラン修正部会を立ち上げ、プラン策定時から変化している社会動向等について検討
8月2日	H24年度第2回 庁内ワーキング会議	男女共同参画に係る事業で、プラン策定時から変化しているもの等について意見交換
10月25日	第1回プラン修正部会	プラン改訂骨子（案）について意見交換
11月19日	第17回田原市男女共同参画推進懇話会	修正部会での意見交換内容を反映させたプラン改訂骨子（案）の確認、確定
12月19日	第2回プラン修正部会	見直し後のプラン全文の確認
平成25年1月16日	H24年度第3回 庁内ワーキング会議	見直し後プランにおける推進施策の取組について、 成果指標について
平成25年3月4日	第18回田原市男女共同参画推進懇話会	修正部会での意見交換を反映させたプラン最終案の確認、確定



田原市男女共同参画推進プラン

平成25年3月改訂

【発行】
田原市

【協力】
田原市男女共同参画推進懇話会

【編集】
田原市市民環境部市民協働課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1
TEL●0531-23-3504 FAX●0531-23-0180
E-mail●kyoudou@city.tahara.aichi.jp
URL●http://www.city.tahara.aichi.jp/section/kikaku/danjokyoudou_suishin.html



田原市の男女共同参画シンボルマーク